



Title	60年安保以後における「戦後民主主義」思想の展開：松下圭一の政治理論を中心に
Author(s)	諸橋, 卓
Citation	北大法政ジャーナル, 16, 79-111
Issue Date	2009-12-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/42581
Type	departmental bulletin paper
File Information	HHJ16_003.pdf



60年安保以後における「戦後民主主義」思想の展開

——松下圭一の政治理論を中心に——

もろ はし すぐる
諸 橋 卓

目次

序	81
第1節 本研究の背景と目的	81
第2節 先行研究における松下圭一の扱い	82
第3節 研究の視角と方法	83
第1章 松下政治理論の基本的諸前提	84
第1節 「市民政治理論」の理論構造とその形成・定着過程	84
◆「市民政治理論」とその形成過程	84
◆「市民政治理論」の定着	85
第2節 「市民政治理論」の転換——大衆社会の成立	85
◆「市民社会」から「大衆社会」へ	85
◆大衆社会の問題状況克服への途	86
第2章 戦後日本における松下政治理論の具体的展開	87
第1節 新憲法感覚の定着とその可能性	87
◆戦後日本と大衆社会	87
◆戦後日本大衆社会のプラス面——抵抗権思想	88
第2節 60年安保経験から自治体改革へ	90
◆60年安保の経験と居住組織への着目	90
◆「地域民主主義」「自治体改革」の提起	91
◆社会党構造改革論との邂逅	92
第3節 革新自治体、市民運動の勃興と分節民主主義の構想	93
◆現代社会の定式化——「工業」と「民主主義」	93
◆現代的「市民」の復活——「抵抗」から「自治」「参加」への転換	94
◆戦後日本における「市民」のあり方	96
◆「社会分権」論への発展	97

◆社会分権的直接民主主義へ——「分節民主主義」構想の完成	98
第3章 松下政治理論の評価	100
第1節 松下政治理論の特徴(1)——「現代」の理論化	100
◆近代・現代2段階論の意義	100
◆現実面での大きな影響	101
第2節 松下政治理論の特徴(2)——「集団」への着目	102
◆現実面での有効性減退	102
◆「集団」による「分節民主主義」の問題点	103
結び	105
註	107

序

第1節 本研究の背景と目的

近年盛んになってきた戦後思想史研究において、いわゆる60年安保⁽¹⁾の意義は高く評価されている。たしかに60年安保は、戦争体験の思想化と、平和と民主主義を志向する「戦後民主主義」の思想の体現として、戦後思想史の最大の昂揚点であった。しかし、その60年安保の昂揚に続き、丸山眞男の言う「ひどい宿酔」⁽²⁾が始まった1960年代は、55年体制の定着、高度経済成長、労働組合の企業主義化、社会・文化の大衆化、国民全体の高学歴化、マルクス主義の権威の後退など、政治的・社会的・経済的・知的枠組みが大きく変容し、国民のあいだの政治的関心が急速に後退して、経済成長や私生活主義へと関心の対象が転換していった時代であるとしばしば言われる。このことは、戦争体験の風化とあわせて、60年安保が敗戦以来15年間の「第1の戦後」の終わりであるという戦後観にもつながっているように思われる。小熊英二は1960年代以後を「第2の戦後」と呼び、戦後思想が説得力を失ってゆく過程として説明している⁽³⁾。

しかし、戦後思想を支えていた政治的・社会的・経済的・知的枠組みが変容したからといって、平和と民主主義という戦後思想の課題までもが変容したわけではない。1960年代は、前述したような停滞的側面があった一方で、とくに後半において、革新自治体、反公害運動、ベトナム反戦運動、学生運動などの、いわゆる「政治の季節」と呼ばれるような状況が出現したこともまた事実である。そしてそこでは、戦後日本が大きく変容してゆく中で、必ずしも明瞭な戦争体験を持たない後続の世代からも、戦後思想の課題を積極的に受け継ごうとする試みが存在していたように思われるのである。

本研究では、そうした1960年代の変化の中であって、「戦後民主主義」の思想的課題を引き継ぎ、それをさらに発展させることを試みた知識人として、松下圭一を取り上げる。

詳しくは第1章以降の本論で論述するが、松下は、早くも1956年から「大衆社会」という概念で、近代とは区別された現代社会の理論化を試み、独自の視点から戦後日本を分析していた。また、60年安保の前には抵抗権の思想を現代に再生させる議論を展開し、1960年代前半には「地域民主主義」「自治体改革」を提起したほか、革新政党の構造改革論にも接近するなど、現実政治に対する思想的・理論的発言も活発に行っていた。さらに、1960年代後半以降は、「市民自治」や「分節民主主義」の理論を提唱し、革新自治体の政策プログラムにも影響を与えるようになる。このように松下は、60年安保以後の現実政治との関わりの中で、「戦後民主主義」の思想を深化・発展させていった希有な知識人の1人である

また、松下は世代論の観点からも独自の位置づけができる。松下は1929年（昭和4年）の生まれである。この生年は、戦後に活躍した知識人の中では、鶴見俊輔（1922年生）、橋川文三（1922年生）、福田歓一（1923年生）、吉本隆明（1924年生）らのいわゆる戦中派（同世代あるいは自身が学徒動員で兵役を経験した世代）よりは遅く、田口富久治（1931年生）、石原慎太郎（1932年生）、江藤淳（1932年生）、小田実（1932年生）、高島通敏（1933年生）、大江健三郎（1935年生）らのいわゆる戦後派よりは早いという、中間的な世代に位置する。松下には従軍経験という形での戦争体験はない。松下自身の回想によれば、1945年当時15歳で旧制中学4年だった松下は、軍国少年ではなかったが、しかしまだ戦争イデオロギーに対して個人としての自覚を持って取り組むには至らず、すでに広がっていた厭戦気分（「日常」の崩壊感覚）のもと、「スカスカしたうけとめ方」で敗戦を迎えたという⁽⁴⁾。したがって松下は、戦中派ほどに明瞭な戦争体験の共有感覚は無いが、しかし戦後派ほどに戦争の記憶から自由なわけでもないという、戦争体験においても中間的な世代である。

松下は1946年に金沢の旧制四高に入学し、1949年に東大法学部に進学している。おおむね同じ世代には、のちに法政大学で同僚となる藤田省三

(1927年生)や坂本義和(1927年生)がいる。田口富久治によれば、なかでも松下と藤田の2人は、復員後精力的に研究活動を続けていた丸山眞男のゼミで学び、しかも学卒後すぐに私大の助手として採用された逸材であり、その後続く1930年代生まれで新制大学卒の若手政治学者の「インフォーマルなリーダー的存在」として、「松下の御茶ノ水の下宿や藤田の江古田の家は、一種梁山泊の観を呈していた」という⁽⁵⁾。こうした学問的経歴からも、戦中派と戦後派の中間に生まれて、戦後に青年期を迎えた第1世代としてはもっとも早くに「戦後民主主義」を継承した人物として、松下を戦後思想史研究の文脈で取り上げる意義は大きいと思われる。

このように、戦後日本が大きく変容してゆく安保以後において、民主主義の実現という課題について、現実政治との関連の中でもっとも精神的かつ広範に取り組んだ人物の1人として松下圭一を取り上げ、60年安保以後の「戦後民主主義」思想の継承と展開の1つのモデルを明らかにするとともに、現代において民主主義をいかに実質的に確保してゆくかという問題について今日でも学びうる論点を引き出すのが、本研究の目的である。

第2節 先行研究における松下圭一の扱い

松下が研究対象としたものには、最初期のジョン・ロック論、続いて論壇で大きな論争を引き起こした1950年代後半の大衆社会論、その後60年安保を経た1960年代の構造改革論、地域民主主義・自治体改革論、シビル・ミニマム論、市民論、分節民主主義論、さらに1970年代以後の都市政策論、憲法論、防衛論、文化政策論など多岐にわたり、一見すると統一的な理解をすることが困難なようにも思われる。先行研究においても、早くは田島節夫⁽⁶⁾から、都築勉⁽⁷⁾、米原謙⁽⁸⁾、大嶽秀夫⁽⁹⁾、田口富久治⁽¹⁰⁾などの研究が見られるが、それらは論争史や学説史を通史的に書くうえで松下の政治理論を取り上げたものであり、大衆社会論や市民論などの個別の論点を取り上げるにとどまっている。むしろ、それらの研究は個別の論点を理解す

る上では十分に参考としようのものであるが、戦後日本という文脈における松下政治理論の発展過程、したがって松下がどのような価値意識を持って、どういった状況の中で、何を見て理論形成をしてきたのか——「戦後民主主義」の発展過程——を考えるためには、個別論点をピックアップして論じるのではなく、多岐にわたる論点を統一的に捉える視角が必要であろう。

この点で参考となるのは、平田哲男と山田竜作の研究である。これらは、松下の政治理論それ自体を対象にして、それを総体として把握しようとした数少ない先行研究である。

平田の「日本における市民政治理論の展開」⁽¹¹⁾および「日本における市民政治理論の特質」⁽¹²⁾は、1950年代後半から1970年代にかけての松下の政治理論を、丸山眞男を引き継ぐ「現代的市民政治理論」として取り上げ、その主要理論である「市民的人間型」論、市民運動論、「シビル・ミニマム」論の論理構造を明らかにし、さらに、そこに見られる、社会形態論、政治観、国家観、自由論、工業化論、市民自治論、政治学再構築論といった、松下の基本的な認識の視座を論じた研究である。平田の研究は、松下の政治理論について包括的に論じたおそらく最初の研究であるが、そこで論じられた松下政治理論の理解の多くは妥当なものと思われる。

しかし一方で、平田の研究は、松下の政治理論の発展ないし変遷の過程には触れておらず、1950年代後半から1980年代はじめまでの20年あまりの間の著作を同列に扱って論じているため、たとえば「集団」概念の内実など、時代を下るにつれてその意味内容に変化が見られた点については十分に捉えきれていない点が見受けられる。また同じ理由から、松下が現実政治の問題や変容する日本社会の同時代的な観察から理論を組み立ててきたという側面が十分に取り入れられていないように思われる。

他方、山田による研究⁽¹³⁾は、松下の議論をロック研究における「市民政治理論」にまでさかのぼり、そこで見出された「市民政治理論から大衆社

会論へ」⁽¹⁴⁾という枠組みに従って、松下の政治理論の発展過程を明らかにするとともに、当時の西洋における大衆社会論と比較しての松下の独自性や、1980年代以降の現代デモクラシー論と比較しての類似性・先駆性を論じたものである。とくに、松下は市民自治論に至って大衆社会論を放棄したのではなく、むしろ「市民政治理論から大衆社会論へ」という枠組みこそ松下の後年の議論まで続く基本的なパラダイムになっている、という指摘⁽¹⁵⁾は、松下の理論的發展について言うならば適切な理解だと思われ、本論考もその視角を共有するものである。

ただし、山田は松下の政治理論を一種の「参加デモクラシー」論と見なしているが、その「参加」の単位およびその内実についての考察は不十分であるように思われる。そのため、山田の議論では、松下が大衆社会における政治主体を「市民」に求め、自治体を「レス・プブリカ」として構想したと言っても、「市民」がどのように「レス・プブリカ」に「参加」してゆくのが判然としない。

そのほか、山田の研究においては、同時代の革新勢力の動向と松下の政治理論との関係についても注意が払われているが、なぜか1960年前後の警職法反対運動や60年安保などと松下政治理論との関係については言及が少ない。戦後思想史においてこれらの国民運動は決定的に重要な出来事であるし、事実、本論で見てゆくように、松下もそれらから決定的な影響を受け、後年もその重要性を繰り返し述べていることから、この点は軽視できないように思われる。

第3節 研究の視角と方法

前述の点をふまえて、以降展開される本論では、1950年代後半から1960年代末にかけての松下の著作について、現実政治に対する認識と政治理論の発展との関係という観点から分析し、とくに60年安保以後、松下が「戦後民主主義」の実質化という課題にどう取り組んだのか、また、その議論が60年安保以後の変容する日本の思想状況においてどういった位置を占めていたのかを明らかにする。

すなわち本論考は、同時代の戦後日本の文脈の中で、松下の政治理論が「戦後民主主義」の実質化という課題において果たした役割について、その意義と限界を明らかにしようとするものである。具体的には、松下の著作について、その最初期のものから、松下の理論が一定の完成をみる1960年代末のものまで、年代を追って順に分析してゆく。

本論考の構成としては、まず第1章において、松下の政治理論の基本的な前提をなす「市民社会理論から大衆社会論へ」という理論構成を見る。続いて第2章において、そうした基本的な理論構成が戦後日本の現実政治の状況においてどのように展開され、また発展していったかを、(1) 60年安保以前の、勤評闘争・警職法反対運動での「抵抗権」論、(2) 60年安保から1960年代前半にかけての、「地域民主主義」・「自治体改革」論と社会党構造改革論、(3) 1960年代後半以降の、革新自治体・反戦運動・大学紛争の中での「市民」論と「分節民主主義」論の3つの段階に分けて詳述する。最後に第3章において、そうした松下の政治理論の特徴を明らかにし、その意義と限界について、同時代だけでなくその後の現実政治の展開もふまえながら検討し、現代において松下の政治理論から学びうる論点について考える。

なお、最後に「戦後民主主義」という用語について説明しておく必要があるだろう。というのは、「戦後民主主義」という概念は、それをを用いる論者の視角・立場・そして何よりも世代によってその意味内容がまったく異なる、きわめて込み入った概念であるからである。しばしば「戦後民主主義のチャンピオン」とされる丸山眞男は、「『戦後民主主義』という場合に、戦後の憲法体系 [……] をいうのか、また現実の政治体制 [……] をいうのか、それとも、社会主義運動や労働運動をふくめた、民主主義を名とする運動の現実 [……] をいうのか、それとも、最後に、世界的にはじめて公然と否定する政治勢力が消滅したデモクラシーの理念をいうのか、その位は弁別して議論してほ

しいものだ」とノートに記しているが⁽¹⁶⁾、本論考においてもこの概念の意味内容について一定の「弁別」を与えておく必要がある。本論考で用いる「戦後民主主義」とは、日本国憲法および一連の戦後改革によって制度化され、また60年安保においては運動として表れた、平和と民主主義を基軸とする、戦後日本のあるべき姿とされた理念である（このうち本論考ではとくに民主主義の理念に重点を置いて「戦後民主主義」概念を用いる）。したがって「戦後民主主義」の実質化とは、そうした抽象的理念を、現実の制度および運動の中においてより望ましく十全な形で具体化しようという、理念と現実とのあいだを架橋する実践的な知的作業にほかならない。本論考は、そうした先人の知的格闘の軌跡をたどるものでもある。

第1章 松下政治理論の基本的諸前提

本章では、松下の政治理論の基本的諸前提について論述する。松下の政治理論を終始貫く基本的諸前提は、いわゆる大衆社会論争の引き金ともなった1956年の「大衆国家の成立とその問題性」⁽¹⁷⁾に代表される、1950年代後半の論文に集約されていると言ってよい。

しかし松下はそれに先立ち、「ロックにおける近代政治思想の成立とその展開」⁽¹⁸⁾「名誉革命のイデオロギー構造とロック」⁽¹⁹⁾「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換」⁽²⁰⁾という3つのロック論を著していた⁽²¹⁾。このうち3つ目の「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換」は、その後の松下の政治理論との関連においてとくに重要である。というのは、この論文は、ロックによって完成を見る「自由」な「個人」の「市民社会」という「市民政治理論」の理論構造と、その形成・定着・転換過程を論じる予定だった（第1章第1節の途中までしか発表されず、未完に終わった）論文であり、そこで論じられた「市民政治理論」こそが、のちの大衆社会論における「市民社会から大衆社会へ」というテーゼの「市民社会」の部分成すものだからである。したがって、松下の大

衆社会論を理解するためには、この「市民政治理論」論文をその前提として把握する必要がある。そこで、大衆社会論については第2節で検討することとし、最初の第1節ではまず、それ以前に書かれたこの「市民政治理論」論文での松下の議論を見てゆく。

第1節 「市民政治理論」の理論構造とその形成・定着過程

◆「市民政治理論」とその形成過程

松下が「市民政治理論」論文で論じているのは、前述したとおり、ロックによって完成を見る「自由」な「個人」の「市民社会」という「市民政治理論」の理論構造と、その形成・定着・転換過程である。そこでの松下の議論を要約すると、以下のようになる。

この論文でまず松下は、「権力」対「自由」という政治的価値対立の成立過程について説明する。松下は、中世後期の宗教改革、絶対主義、暴君放伐論などをあげながら「権力」対「自由」の価値対立を歴史的に説明し⁽²²⁾、さらにこれを近代的な社会契約説で「国家権力」対「個人自由」として発展させた人物として、グロティウスやホブズをあげる⁽²³⁾。そのうえで松下は、自然権を有する「自由」な「個人」による社会契約として「国家権力」を帰結したホブズの理論について、個人自由から出発しながら、しかし結果として国家権力の万能性すなわち個人自由の圧殺をもたらすものであったと論じる。

そして松下は、このホブズのたどった途を避けながら、「国家権力」対「個人自由」のアンチノミーを最終的に止揚したのがロックであると主張する。松下によれば、ロックは、ホブズと同様に「自由」な「個人」を自然状態としてその理論的基底におきながら、「市民社会」civil society というカテゴリを独自に導入することで、社会契約説を直接に「国家権力」の形成と結びつけるのではなく、「市民社会」の形成およびそれに信託された「政府」の設立というかたちで位置づけたとされる。すなわち、「個人自由」の自然権を、原

子論的結合体として「国家」ではなく「市民社会」に集約し、あくまでも実体的権力を「市民社会」の側に置くことで（革命権の留保）、「国家権力」＝「政府」を純粋な手続的権力機構として位置づける——「国家」を「個人自由」の結合体である「市民社会」のコロラリーに転化させたというのである。⁽²⁴⁾

以上のようにして形成された、「国家対個人」の3重の連関による社会理論＝政治理論、すなわち、「権力」に対する「自由」を価値観念とし、その主体として「国家」に対する「個人」を嚮導観念としながら、それらを「市民社会」観念を結集軸とした社会契約によって、「政府対社会」という安定した政治機構論へと構成してゆく政治理論が、松下の言う「市民政治理論」である。

◆「市民政治理論」の定着

松下によれば、ロックによって完成した「市民政治理論」は、「市民社会」観念の普及という形で、その後、とくにイギリスにおいて思想的に定着していったという。「市民社会」観念は、ヒューム、ファーガソン、ブラックストーン、ペイン、ゴッドウィン、スミスなどを通じて、体制を肯定する側にも否定する側にも継承され続け、最終的にはベンサムやジェームズ・ミルでその極致を見る。すなわち、「最大多数の最大幸福」という言葉に象徴的に表されているような、普遍的量的人間を前提とした原子論的機械論的な等質の「市民社会」観念が、選挙法改正による普通選挙導入を正当化する政治理論としても帰結されるのである。⁽²⁵⁾ さらに、松下によれば、マルクスにおいてさえ「市民社会」の観念は維持されているという。すなわち、マルクスは「階級」というカテゴリを用いることで、「国家」対「個人」の問題をブルジョア「国家」対プロレタリア「個人」の問題として再定義したが、マルクスにおけるこの「階級」による「国家」の止揚こそが、まさに「自由」なプロレタリア「個人」の結合としての「市民社会」＝共産主義社会にほかならないという。したがって「市民政治理論」においては、マルクスもロッ

クの系譜に位置づけられるのである——「社会主義」Socialismは、まさに「社会・主義」socialismの正統の後継者であった」。⁽²⁶⁾

第2節 「市民政治理論」の転換——大衆社会の成立

しかし、生産力がさらに高度に発達し、資本主義経済が独占資本の段階に至ると、「市民政治理論」は決定的に崩壊することとなる。すなわち、独占資本段階における資本の集積・集中は、生産の社会化と生産機構の寡頭化を進行させるとともに、全人口量の圧倒的多数をプロレタリア化させてゆく。これにより、「市民社会」においてその構成主体であった、教養と財産のあるブルジョア（＝「自由」な「個人」）は消滅し、それに代わって経済的・社会的・政治的に進出してきた大量のプロレタリア化した人口が新たに社会の構成主体となる。その結果、「市民社会」は「大衆社会」へと転換し、「市民政治理論」は「転回」するのである。⁽²⁷⁾

◆「市民社会」から「大衆社会」へ

この転換を論じたのが、「大衆国家の成立とその問題性」である⁽²⁸⁾。松下は1956年、『思想』誌上にこの論文を発表する。この論文の議論を約言すれば、近代「市民社会」から現代「大衆社会」へというパラダイムの主張であり、「大衆社会」における政治的問題状況の克服という問題提起である。その後も一貫して見られる松下の問題意識は、この論文に代表される1950年代後半の一連の大衆社会論に集約されている。以下、「大衆国家の成立とその問題性」において論じられた、「市民社会」から「大衆社会」への転換の論理を見てゆく。

まず第1に、「経済構造」のレベルにおいて、産業資本段階から独占資本段階への移行により、生産の社会化が進行する。これは生産過程においては、大規模工場制の成立に伴う、生産過程の機械的「組織化」と、未熟練労働者の圧倒的増大による人口量のプロレタリア化＝「原子化」をもた

らす。

第2に、「経済構造」の変化は、それを基盤とする「社会形態」にも変化をもたらす。それは、伝統的生産手段から乖離され「原子化」された個人が、政治・経済・社会の全領域において官僚機構へと「組織化」されてゆく（A「機構化」＝ウェーバーの官僚制論）と同時に、コミュニケーション技術の発達に伴って、政治・経済・社会の利害分化に沿って各種諸集団へと「組織化」されてゆく（B「集団化」＝英米多元主義理論）という、矛盾した2面となってあらわれる。⁽²⁹⁾

さらに、その社会過程について見れば、社会全体の高度な技術化によって社会環境は空間的にも時間的にも巨大かつ複雑になり、しかもそれがめまぐるしく変転する中で、個人は相対的に孤立化・断片化してゆく⁽³⁰⁾。また、それまで私的な人間感情の受け皿であった伝統的生活環境が崩壊してゆくことで、人間の感情は社会へと放出され、社会過程のb情緒化が進行する。

こうして、独占段階においては、「啓蒙思想を背景として形成された自由・平等・独立な合理的実体としての〈市民〉は、A. 専門人化し、B. 集団人化するとともに、a. 孤立化し、b. 情緒化していく」⁽³¹⁾。かくして、近代における「市民社会」は崩壊し、現代における「大衆社会」が立ち上がってくるのである。

第3に、「社会形態」レベルにおける「大衆社会」の成立と対応して、「政治体制」に変化が生じる。すなわち、独占段階においてプロレタリア化した労働者階級は、労働組合・労働者政党による集団化と、普通選挙権による政治的平等化とによって、政治主体として登場してくるのである。⁽³²⁾

しかし、それは同時に、労働者階級に対する国家の側からの対応として福祉国家をもたらし、国家を主体とする社会主義という幻想を増大させる。労働者階級は政治的主体としてよりは福祉国家の客体として位置づけられ、受動化せしめられる。これに対応して、労働者階級の側からも、革命構想を放棄した社会民主主義政党の登場という形で福祉国家への自己馴化がなされる。⁽³³⁾

自己馴化した労働者階級は、体制（＝議会制民主主義と普通選挙権）の内部で受益者として客体化されるにしたがい、その意識を国家に接近させてゆく。かつての産業資本主義＝「市民社会」においては体制の外にあり、したがって政治的には「非存在」「無」であった圧倒的多数の労働者階級が、こんどは体制内部の政治的構成主体たる「大衆」として、しかし受動化せしめられた形で位置づけられるようになってくるのである。「階級」はここにおいてはじめて「大衆」として政治体制内に定着し、ここに「大衆デモクラシー」が成立するのである。⁽³⁴⁾

さらに、独占段階における帝国主義戦争は、国家と大衆をよりいっそう接近させ、ついには「大衆ナショナリズム」を生み出す。こうして、I 圧倒的人口量のプロレタリア化、II 国家総動員を可能とするような大量生産・大量流通のテクノロジー発達、III 政治的平等化の拡大は、最終的に「大衆国家」へと帰結する。この「大衆国家」において、かつて名望家による自由な「討論」の場であった議会は、大衆の圧力のもとでの「演壇」となり、選挙は「人民投票」的性格を帯びてくる。すなわち、「大衆国家」の政治過程においては、「議会主権」は崩壊し、議会は人民投票の大衆議会となるのである。この「大衆デモクラシー」の政治過程の上で、大衆操作によって政治的自由を空洞化しながら、疑似デモクラシーとしてのツェザリズム（大衆委任的独裁）を完成させたのがファシズムであった。⁽³⁵⁾ ここにおいて、「権力」に対抗する「自由」は決定的な危機に陥るのである。

◆大衆社会の問題状況克服への途

以上が松下の「大衆社会論」の理論構造である。ここで示された、「市民社会」から「大衆社会」への転換は、一種の歴史観として松下の政治理論の基本的前提となっている。松下はこの前提に立ったうえで、大衆社会の問題状況を克服する方途を探ろうとする。

松下は、その問題状況の克服について以下のよう述べる。「この克服はまさに〈大衆〉状況を

もたらした社会形態の変化自体によって条件づけられており、そしてむしろ、これは積極的条件として機能しうるのである」⁽³⁶⁾。すなわち、「大衆社会」という社会形態の中こそ克服の条件があるというのである。松下は、大衆社会状況の日常における活動の重要性を説き、その方途として、第1に、形式的には保持されている「市民的自由」の実質的な確保、第2に、市民的自由の初等学校としての「自主的集団」の形成をあげる。「市民的自由は、形式的自由として排斥されることなくむしろ変革という階級の論理の内部に結合しさらに再構成されなければならない」「自主的集団は個人を政治的に訓練していくとともに、体制の論理への抵抗殻として機能する」⁽³⁷⁾。そしてそのうえで、政治のウルティマ・ラティオとしての体制変革を考えてゆく必要があると述べる。

ここでの「市民的自由の実質的確保のための自主的集団」という松下の主張は、ラスキの多元的政治理論をその理論的背景としていた。松下は、同時期に執筆していた「『巨大社会』における集団理論」⁽³⁸⁾という論文の中で、ラスキの多元的政治理論を、「〈集団〉観念を基軸とする市民政治理論の普遍的な転換の特殊イギリス的展開」⁽³⁹⁾と位置づけ、とくにそこにおける「自由」の担い手の転換と再構成、すなわち「〈集団〉による人民の主体性＝自由の再構成」⁽⁴⁰⁾の提起の重要性を強調した。「労働者階級の自由は福祉国家的「大衆国家」においてではなくして、〈集団〉のフェデラルな構成をとった「共同社会」communityにおいて確保せられるであろう。個人は、〈国家〉において救済されるのではなくして、〈集団〉において主体性を再構成するのである。」⁽⁴¹⁾「あたらしく〈集団〉による自由が提起されている。自由な〈個人〉の自発的〈集団〉としての「目的団体」による「共同社会」のフェデラルな構成という理論がこれである。」⁽⁴²⁾「自主的集団が自由の抵抗殻として中央政治機構を実質的に制限すると同時に機能的にも制約する。[……]大衆社会における権力集中の技術的必然性は、集団課程の内部において中和されてゆく。」⁽⁴³⁾松下はこのように述べて、「自主的

集団」による中央政治権力への抵抗の可能性を模索していた。この時点ではまだそれ以上の具体性を与えられてはいないが、ここで表明された、大衆社会の内部からの大衆社会状況の克服、すなわち「現代における自由の条件」⁽⁴⁴⁾を探ることこそが、松下の設定した課題であり、その後、戦後日本の政治的展開の中で、「戦後民主主義」の実質化として具体的に追求されてゆくこととなる、松下の政治理論の価値意識における前提であった。

第2章 戦後日本における松下政治理論の具体的展開

第1節 新憲法感覚の定着とその可能性

大衆社会論を提起した後、松下は戦後日本社会の分析に取り組んでゆく。そこで松下が析出しようとしたものは、それまでの理論枠組みでは捉えることのできなかつた、大衆社会としての戦後日本の姿と、そこにおける政治的可能性である。そのとき松下の眼前に広がっていたのは、政治的にはいわゆる55年体制が成立し、経済的にもようやく戦後復興を終え、「もはや戦後ではない」(1956年度『経済白書』)と言われた、「第2の戦後」としての戦後日本である。そこには、レジャー、マスコミ、消費といった大衆社会的問題状況と同時に、のちの60年安保につながるような、「戦後民主主義」における重要な政治的・思想的要素も伏流していた。松下はこれを先駆的に認識・把握し、理論づけようとするのである。

◆戦後日本と大衆社会

松下は、1957年の「日本における大衆社会論の意義」⁽⁴⁵⁾において、大衆社会論を日本社会へ適用することの意義を説明する。ここで松下が主張しているのは、大衆社会論の近代・現代2段階論の有効性である。それは、日本の前近代性を主張し、当時のアカデミズム・論壇において大きな影響力を持っていたマルクス主義といわれる戦後啓蒙とに対する批判でもあった。

松下は、マルクス主義と戦後啓蒙の理論的不備

の例として太平洋戦争の見方をあげ、日本が太平洋戦争をまがりなりにも「全体戦争」として遂行しえた要因は、その現代的な大衆社会の成立にこそあると主張する。

そのうえで松下は、そうした戦争の遺産としての戦後の大衆社会状況にあって、労働運動や各種サークル、マスメディア、娯楽、スポーツ、平和運動などが独占資本の内部から現れてきたことを指摘し、「したがって太平洋戦争を帝国主義戦争という「本質」規定のみでは、この戦争の戦後日本にたいする意味を十分に把握することが出来ない」として、講座派的な独占資本主義理解を新しい視角でとらえ直す必要があると述べる⁽⁴⁶⁾。新しい視角とは、経済的基礎や政治体制だけでなく、社会形態にも着目した分析のことであり、松下は自身の大衆社会論をそうした社会形態論を含んだ分析の一環として位置づけるのである。

以上のように松下は、戦後日本の理論的課題として、「封建近代」という戦後10年間の啓蒙思想の再検討⁽⁴⁷⁾を提唱し、大衆社会論という新たな視角で日本の戦後社会をとらえ直そうと試みたのである。

◆戦後日本大衆社会のプラス面——抵抗権思想

そうした松下の新しい視角——「大衆社会論」——は、戦後日本の革新運動に新しい思想を導入することとなる。松下は1958年、「忘れられた抵抗権」⁽⁴⁸⁾を発表する。松下はそこで、再軍備・動評問題・憲法改正の動きなど当時のいわゆる「逆コース」や、大衆社会化の中にありながら、一方で平和運動や警職法反対運動が大衆の内部から立ち上がっていることをあげ、民主主義と自由の思想が「すでに国民的スケールで定着しはじめていることはうたがえない」と述べる⁽⁴⁹⁾。そして、この後者の方向性をのぼしていくために松下が提唱するのが、悪政に対する自由の擁護という、「抵抗権」の思想である。松下はこれを「戦後民主主義」擁護の思想と位置づける。すなわち、「戦後民主主義」⁽⁵⁰⁾は「外から」あるいは「上から」ではあれ、そしてまたふるい遺制の残存、再組織化の

進行にもかかわらず、自由をとにかく「法制」的に実現し、これが大衆の生活の内部に定着し、大衆自体が悪政に抵抗しながら自由の擁護者となって登場している⁽⁵¹⁾というのである。

松下は、「現段階では、抵抗の思想は直接社会主義革命へと結合されるよりも、自由・民主主義擁護へと結合されて、はじめて政治的現実性をもつものとなっている。革命にむけての直接的攻撃よりも「戦後民主主義」によってもたらされた既得権の防衛が直接の課題となっている現在、その思想も社会主義への「必然性」の認識よりも自由・民主主義にもとづく「抵抗権」の思想でなければならぬであろう」⁽⁵²⁾としたうえで、独占段階における反動がファシズムとして現れるかぎり、市民的自由・政治的自由の評価の上に立った社会民主主義による「戦後民主主義」の確保を抵抗権の延長に据える。

その一方で松下は、大衆社会においてマス・デモクラシー的大衆操作がナチズムやマッカーシズムのように民主主義を間接的に空洞化していく危険に言及しながら、「抵抗権観念は、人民の全体意志へと個人を解消することなく、つねに全体意志を表示する政府にたいする個人の判断・評価を留保せしめうる」として、リベラリズムにもとづくこの抵抗権が「デモクラシーの自家中毒の可能性にたいする保障」となることも指摘している⁽⁵³⁾。すなわち、戦後日本における抵抗権思想の発現は、「戦後民主主義の確保と民主主義自体の自家中毒（マス・デモクラシー化）に対する保障」という2つの機能をも有しているのである⁽⁵⁴⁾。

さらに松下は、抵抗権思想はそうした「防衛」だけでなく、社会主義への「変革」の機能も果たすと主張する。松下は、原水爆の登場と社会主義圏の確立によって「対外戦争を革命へ」というレーニンの命題が現代では通用しなくなっていること、日本では体制および同盟国アメリカの強大な軍事力・警察力が存在すること、体制的に市民的・政治的自由が実現されており、先進資本主義国と同様の中間層を生み出していることなどをあげて、現代日本における革命はロシア革命や中国革

命とは決定的に条件が異なることを指摘する。そのうえで松下は、現代日本における社会主義革命は、反ファシズム闘争として「自由・民主主義擁護闘争としてまず登場し、議会的手段や大衆組織による闘争方法の確保が不可避となる」とする。⁽⁵⁵⁾

また、こうした「防衛」と「変革」という抵抗権の2重の機能は、日本においては憲法擁護運動の理論としても位置づけられる。すなわち、自民政権の憲法改正に対する新憲法「防衛」の側面と、来るべき革新政権の政策として新憲法の自由と権利の完全実現を目指し、またそれを監視するという「変革」の側面である⁽⁵⁶⁾。当時、社会党と共産党を代表とする革新陣営が憲法擁護を政治的プログラムとしてはまだ十分に位置づけていなかったことを考えると、この点は、その後の60年安保につながる、戦後憲法の位置づけに関する重要な指摘であると言える。

そして、これらの認識の上で抵抗権を前提として自由を再評価することは、組織論的には「社会民主主義とコミニズムの統一戦線にたいする思想的前提を提供することになる」という。この主張の背景には、反ファシズム人民戦線以来、ソ連および西欧のコミニズムが自由と民主主義を再評価し、コミンテルン型のコミニズムから転換を図っているという松下の状況認識があった。

これは社会民主主義政党との統一戦線の思想が、一時的方便としてではなくして、人民の自由という普遍的価値を中核として成熟してきたことを意味している。抵抗権思想はファシズム、悪政に対決しながらこの自由を社会主義運動へと、思想的に結合する視角をきりひろくものであるといえる。そうして日本においても、新憲法によって大衆がこの自由と権利を確保したかぎり、抵抗権思想は反体制運動の思想的前提となる条件をもったわけである。

このように述べたうえで松下は、現代における抵抗の主体として「集団」を提起する。19世紀における市民的自由は、財産を基盤とした教養あるブルジョワ「個人」を主体とした自由であったが、20世紀における市民的自由は、もはや財産を持た

ずプロレタリア化した「大衆」の自由である。現代においては統治機構も巨大化している以上、具体的な抵抗主体としては単純に「個人」をその基礎を置くことは難しい。したがって現代においては、市民的自由の確保は「個人」の自由を組織化する以外に、すなわち「抵抗権」は「集団」の抵抗運動として組織される以外には有効性を持ち得ない——というのがここでの松下の主張である。「組織なき個人の抵抗は荒野に叫ぶ声にひとしい」のである。⁽⁵⁷⁾

ここで松下が念頭に置いている「集団」とは、政党、労組、婦人団体、宗教団体、文化団体などの、自発的団体である。松下は、こうした集団の政治的役割を、「抵抗権の組織化」と定義する。そして、各集団を抵抗団体として結集する中核として、松下は政党のリーダーシップをあげる。集団が日常的利益の追求にとどまらずに体制変革という政治的役割を果たすためには、抵抗権がその思想的中核となり、政党のリーダーシップがその組織的中核となる必要があるというのである。

これらの提起に、先述したラスキの「集団」理論の発想が反映されているのは明らかだろう。しかも、松下はここではさらに1歩踏み込んで、政党を中核とした「集団」の統一戦線構想にまで理論を発展させているのである。このような、政党を中核とした各種「集団」の統一戦線こそが、松下の構想した現代的な「抵抗権」復活の姿であった。

この松下の発想の現実的な背景には、勤評闘争における地域共闘会議の存在があった。社会主義革命を掲げたわけではなく、直接には平和教育擁護を唱えて組織化を行ったこの運動に対して、松下は悪政に対して自由を擁護する抵抗権の現代的萌芽を見たのである。松下は言う。「たしかに現在、日本の歴史を通じて、はじめて保守すべきものを新憲法によって大衆は獲得したのであり、新憲法は大衆の保守意識（これはけっして反動意識ではなく、むしろある意味では健全な良識はつねに保守意識でもある）によって、現在ささえられているともいえる。改革は、逆に、政府の反動政策として強行されているのではないか。[……]

保守さるべき自由は、抵抗権思想に支えられつつさらに拡大され、社会主義への道を拡大しなければならぬ。しかもこの抵抗権こそ個人の私利私欲を、公的政治へと転化せしめうる思想的なキリカエ装置である⁽⁵⁸⁾。松下はこのように、大衆社会内部から出てきた「集団」による「抵抗権」の思想を中核として市民的自由を確保することに、「戦後民主主義」の実質化の展望を見、さらには社会主義への体制変革を構想したのである。⁽⁵⁹⁾

第2節 60年安保経験から自治体改革へ

◆60年安保の経験と居住組織への着目

1960年の5月から6月にかけて、日本は巨大な政治的エネルギーのうねりに覆われた。60年安保である。5月19日に岸信介首相が強行採決を敢行したことで運動のスローガンは安保反対から民主主義擁護へと転換し、強行採決翌日には10万人ともいわれる人々が国会や首相官邸を取り囲んでデモを行い、以降も連日デモの波が続いた。条約改正自体は自然承認という形で成立するが、60年安保は戦後最大の民主主義運動となった。

松下も実際に都市部の運動に参加しており、60年安保の思想的成果について、自身が「忘れられた抵抗権」で提起した、国民運動の思想（＝抵抗権）と組織（＝共闘会議・統一戦線）とが中核的意味を持って定着しつつあると述べ、「新しい国民の形成のはじまり」「日本の民主主義の歴史における叙事詩的光景」「制度として導入された戦後民主主義が、1人1人の自発的行動として成長していることをものがたるもの」と評価する⁽⁶⁰⁾。こうした60年安保の肯定評価は、同様に運動に参加した、丸山眞男、鶴見俊輔、竹内好などの知識人たちと共通していた。

しかし、同時に松下は60年安保の限界も指摘する。松下は、「安保国民運動が拡大した市民的抵抗は、実質的に都市どまりであって農村の奥深くまでは拡大しえなかった」と述べ、農村においては市民的抵抗の感覚どころか個人の自由という基本的な新憲法感覚すら抑圧されているとして、これを「マス状況」と「ムラ状況」の2重構造と表

現する⁽⁶¹⁾。

この松下の60年安保評価は、それ自体としては必ずしも特異なものではない。運動に参加したほかの知識人の中にも、都市と農村との2重構造を指摘する意見は見られた⁽⁶²⁾。しかし、松下の場合、こうした評価はじつは60年安保以前から述べられていたのである。

松下は60年安保以前に、「中間層の生活構造」⁽⁶³⁾（1960年1月）や「戦後世代論の座標軸」⁽⁶⁴⁾（1960年4月）などにおいて、都市と農村との2重構造の問題について論じていた。それらの議論の中で注目すべき点は、そこで松下が言う「ムラ状況」が、文字通りのムラである農村だけでなく、「職場のムラ」たる中小企業や、「地域のムラ」たる町内会、部落会、防犯協会、PTA、商店会、業界団体地域支部、納税組合、婦人会、青年団、消防団、氏子団体など地域団体⁽⁶⁵⁾、すなわち「都市の中のムラ」をも意味していたという点である。松下は当時、東京都政調査会の行った杉並区における政治構造の調査に参画し、杉並区のような比較的先進的と思われる都市部においても、その末端には「ムラ状況」が残存していることを認識していた⁽⁶⁶⁾。これは逆に言えば、日本において能動的にも受動的にも「マス状況」を享受し得ているのはせいぜい新中間層たる大企業のホワイトカラー層だけであり、しかもその享受も「家庭」と「街頭」において享受されるにすぎない⁽⁶⁷⁾ということである。松下によれば、農村や都市において「ムラ」組織の中核を担っているのは、保守的な政治感覚を持った旧中間層の地域有力者であり、それらはまた実際に選挙の後援会として政治的保守派に動員されているという。

こうした日本に遍在する「ムラ状況」の問題点に対して、松下は、「先進労働者をふくめた地域居住のあらゆる階層の人たちが〈個人〉として参加する居住組織」を提唱する。ここで言う「居住組織」とは、たんなる文化的な「サークル」にとどまるものではなく、政党や労組などの革新勢力によって制度化された組織である。松下がここで念頭に置いているのは、安保運動において、民擁

連（民主主義擁護連合）、民団協（日本民営職業団体協会）、平民共闘などの下部組織として出来た居住組織であるが、松下はこれらの居住組織の政治的可能性に注目し、「往々カンパニヤ組織にとどまりがちな「市民会議」、あるいは同質集団に転化しやすい「サークル」の欠点を克服して、「町内会、部落会におさえられ、革新の不毛領域とみなされていた地域の民主化という政治課題に応えようとしたのである。⁽⁶⁸⁾

それはまた同時に、60年安保のもう1つの問題点として同時期に提起されていた、「反体制運動における労働者〈階級〉の指導性と、民主主義の〈市民〉的普遍性という論理的緊張関係」⁽⁶⁹⁾の問題を解消し、両者を結合させるための、松下なりの解答でもあった。「組合が、いかなる形にせよ組合員の女房すら組織できないトーチャン組合であったり、地域活動では組合公式主義をふりまわすというような「閉ざされた組合意識」⁽⁷⁰⁾を突破して、居住地域レベルでの市民的抵抗を拡大してこそ、地域に強力に根付く「ムラ状況」と対決しうる、というのがここでの松下の判断であり、それは松下自身の安保運動経験の反省にも基づくものであった。松下によれば、地区共闘のために設定された都市の各ブロックも、「組合、民主団体の連合体にとどまり、居住団体の組織化がおこなわれていないため、居住との交流は、表面を流れるピラマキと街頭演説におわたり、「実質的には既成組織のための国会デモ動員の連絡所になっていた」りしたという⁽⁷¹⁾。こうした組織と市民との分裂状況を克服するためにも、「居住組織」が必要とされたのである。

◆「地域民主主義」「自治体改革」の提起

翌1961年、松下は60年安保以後1年のあいだに書いた論文を集約し、「地域民主主義の課題と展望」⁽⁷²⁾と題して『思想』誌上に発表した。この論文において、前述した松下の居住組織構想は「地域民主主義」「自治体改革」として定式化される。そこでは、居住組織の必要性があらためて主張されるとともに、これを民主主義実現のための課題

としてより一般化させた議論が展開されている。

松下はここで、居住組織論から1歩議論を進めて、「民主的居住組織の形成による地域民主主義の確立、これにささえられた体制変革の戦略的一環としての自治体改革」を革新政治指導の課題にあげる。そして、その展望を以下のように述べる。

この地域民主主義の運動は、具体的には、地域末端で「民主的多数派」を形成することによって「国民的統一」を日常的次元でうみだしながら、

I 統一戦線の日本の原型としての地域共闘会議を末端からささえて「国民運動」を深化拡大し

II 自治体改革の運動すなわち自治体共闘の母体となって、体制の地域支配機構を底辺から制約し、自治体の民主改造をおこなう

ことを直接の課題としている。⁽⁷³⁾

この意味で、民主的地域組織は、新憲法的「民主主義」の実現・拡大を指向する構造改革にとってはもちろん、さらに議会的手段による「社会主義」変革にとっても不可欠である。なぜなら議会的手段による変革にあたって、国会のみならず地方議会は、国民運動の展開を背景とする議会外の統一戦線ないし国民連合の統一組織によってささえられなければならないからである。⁽⁷⁴⁾

ここで明らかにされている松下のビジョンは、〈居住組織→自治体改革→国民運動→革新政党活動→体制変革〉という、民主主義実現を通じた社会主義実現のルートである。松下の言う「地域民主主義」「自治体改革」とは、体制変革を最終目標に据えた、「日本における国民的統一——すなわちデモクラシーとナショナリズムの革新的再編成の基底形態」なのであった⁽⁷⁵⁾。したがってここでは、自発的「集団」による「抵抗」の統一戦線は、「居住組織」を通じた「自治体改革」へと修正されていると言える。このように松下は、60年安保以降、「街頭」からではなく地域の「居住組織」を通じて「下から」民主主義を定着させようとするようになる。

◆社会党構造改革論との邂逅

同時期に松下は、当時日本社会党で議論が盛んになっていた、江田三郎に代表されるいわゆる構造改革論へと接近していく。松下は構造改革論について、思想的には、社会主義における形式的な民主主義諸制度——「一般民主主義」の再評価の問題であると定位した。

すなわち、国際的な次元において、第2インターの分裂以来、形式的なブルジョア民主主義か実質的な人民民主主義かということをめぐる社会民主主義と Kommunismus との対立が見られたが、その後ファシズムの勃興により民主主義それ自体が危機に瀕する事態に直面したことで、コミンテルンの側からも1935年の第7回大会で一般民主主義に対する再評価と反ファシズム統一戦線が提起された。これはのちのレジスタンス運動に繋がり、戦後になっても、民主主義の擁護・拡大は社会主義革命への統一戦線の戦略的課題としてソ連共産党第20回党大会で再確認された。また、国内的な次元においても、戦後15年の歴史の中で、勤評闘争、警職法反対運動、60年安保といった形で、民主主義擁護のための国民運動が定着しつつある。松下は、イタリア共産党の構造改革論も日本の構造改革論も、こうした社会主義における国際的・国内的な一般民主主義評価の動きの中で提起されてきたものとして位置づける。⁽⁷⁶⁾

こうした認識のうえで松下は、日本の革新陣営がこの構造改革論（＝一般民主主義の再評価）という問題提起に対して、これまで何ら有効な理論化をしてこなかったことを批判する。松下は、その原因について、一方での講座派的な、封建対近代というパラダイムにおける民主主義不毛論と、他方での労農派的なブルジョア民主主義批判論が、それぞれ共産党・社会党の正統的な理論になっており、「この相反する2つがクロスするなかで現代民主主義の問題点の理解がたちおくれた」ためと説明する。そして松下は、これら2派は実際に日本の「ムラ状況」と「マス状況」との2重構造に対応するものであったが、60年安保を経験し、「ファシズムの再検討を通じて、同時に統

一戦線論の成熟を通じて」、ようやく問題がはっきりしてきた状況においては、社会主義政党としても、「民主主義というものをもう1度独占段階における変革過程のなかでとらえ直すというところにきている」として、「この2重構造的な状況に対して反独占を中軸にどのようなかたちで2正面作戦を組んでいくかということが、民主主義の位置づけにあたって特殊日本的な問題として重要」であると述べる。⁽⁷⁷⁾

そのうえで松下が提起するのが、60年安保以後に自身が論じてきた「地域民主主義」「自治体改革」である。松下は、地域総合開発や大企業の地方進出という問題において、独占の問題と自治体の問題が密着してきたと指摘する。すなわち、地域に進出してきた企業が、旧中間層の地元有力者と結合することで、これに対抗する地域民主主義の運動が地域における反独占の運動とも重なってきたのである。そして、「その場合、単に赤旗を振り回すということではなくて、自治体綱領を中心にその地域の問題をどのように住民自身の手によって解決していくかという自治体改革運動と結びつく必要がある」「いいかえるならば中央レベルでの構造改革プランは、生産点のみならず、生活点における運動、すなわち民主主義によってもささえられなければならない」と述べる。⁽⁷⁸⁾このように、松下は地域のレベルにおいて民主主義と社会主義とを結びつけようとするのである。

この観点から松下は、社会党が年度運動方針の中で自治体改革を構造改革の「土台」として位置づけたことを評価し、日本の革新運動にとって自治体問題が一転機に立っていると述べる⁽⁷⁹⁾。革新政党が左翼企業組合主義から脱却し、「末端の支部からピラミッド型につみあげられる組織政党」⁽⁸⁰⁾に組織改革をすることが重要と主張していた松下にとって、構造改革派の江田が主導する日本社会党の方針は1歩前進に見えたのである。松下は、保守政治の基盤となっている地域政治において、革新勢力の居住組織がこれと対決し、自治体改革をおこなうこと——すなわち「下からの民主化」を実践することで、「国家権力をほりくづしはじめ、

かつ独占の諸政策を直接、間接に改革していける」ようになるという⁽⁸¹⁾。松下はこの「地域民主主義」「自治体改革」を軸とした構造改革を、「数百年の日本における圧政の原型としてのムラをくつがえし、そこに民主主義の基底組織をつくりあげること」だとして、「地域における「共和国」の形成」⁽⁸²⁾「コンミュンへの展望」⁽⁸³⁾と呼んでいる。

松下は以上のように、構造改革論と自治体改革・地域民主主義との接合を提起した。それは、〈居住組織→自治体改革→国民運動→革新政党活動→体制変革〉という、下からの民主化の徹底によって社会主義実現を目指す、1つの具体的な革命の展望であった。

第3節 革新自治体、市民運動の勃興と分節民主主義の構想

松下が自らの政治理論との共通性を見出し、その可能性に期待した日本社会党の構造改革論は、江田の「社会主義の新しいビジョン」（いわゆる「江田ビジョン」）という形で結実したが、佐々木更三や向坂逸郎ら党内左派の抵抗にあって1962年11月の党大会で否決され、現実政治のうえでは葬り去られてしまう。しかし、松下はその後も自らの理論を洗練させ、1960年代半ば以降、より深化した政治理論を形成してゆくこととなる。

◆現代社会の定式化——「工業」と「民主主義」

松下は1964年、「民主主義の現代的状況と課題」⁽⁸⁴⁾という論文を発表した。この論文で松下は、「工業」と「民主主義」という2つの座標軸を導入して「現代」を位置づけるのである。

冒頭で松下は、「現代における民主主義の問題は工業との連関においてもっとも鋭くあらわれる」と述べる。松下によれば、「工業」と「民主主義」はその起源をヨーロッパにもつものではあるが、しかし現代においてそれらは特殊ヨーロッパ的なものではなく「世界史的意味をもつ普遍のカテゴリーとして定着」したという。そのうえで松下は、「民主主義と工業を現代把握の基本視角としてとらえ、そこに資本主義と社会主義の対決ならびに

民族独立という現代史のダイナミクスを設定すべきであろう」と述べ、現代の政治的問題を分析するための枠組みとして、「工業」と「民主主義」の重要性を主張する。⁽⁸⁵⁾

松下は、「工業化は経済的意味における社会の物質的基盤の拡大のみならず、社会形態・生活様式の変化、ついで政治過程の変容をうながしていく」とする。ここで述べられる、「(1) 人口量のプロレタリア化、(2) テクノロジーの発達を基礎に、(a) 都市人口の拡大、(b) 大量消費、(c) 教育水準の上昇をもたらすことによって、資本主義・社会主義の体制的相違にもかかわらず、社会形態、したがってまた生活様式の変化をうみだしてくる」⁽⁸⁶⁾という議論や、「巨大な生産力の非生産的ないし軍事的浪費、分配の不平等、官僚統制やマスコミによる大衆操作という近代的政治手段による政治過程の疑似ファシズム化、大量消費の空転と大衆的アパシーの進展にともなう民主主義の空洞化」⁽⁸⁷⁾などの「資本主義的・大衆社会的な2重の疎外」といった議論は、明らかにかつての自身の大衆社会論を踏襲したものである。ここではそれが「工業社会」という用語で説明されているのである⁽⁸⁸⁾。

ここで注目すべきは、松下がこうした「工業社会」における民主主義の変容について、「大衆社会論」以来のマイナス面も述べながら、他方で「工業化は、伝統的な社会形態生活様式を打破することによって民主主義の新しいエネルギーを解放することになる」⁽⁸⁹⁾と述べて、工業社会における民主主義が「個人的自発性」を増大させることに言及している点である。これは、1950年代後半の大衆社会論では必ずしも強調されていなかった点であり、その後の安保運動などの経験を経て新たに獲得された認識と見るべきだろう〔ただし、ここで松下が「農業社会の民主主義はルソー的であるが、工業社会の民主主義はベンサムとなる。」「一般意志」と「多数決」の論理の相違が、農業社会と工業社会との民主主義の論理構造の相違となる」⁽⁹⁰⁾と述べていることについては1つの論点となろう。すなわち、民主主義をベンサム的な

「多数決」としてとらえる視点の妥当性の問題である。この点については第3章で松下の理論を評価する際にあらためて論じる]。

そのうえで松下は、「工業化に適合的な民主主義戦略の構成が必要とされている」⁽⁹¹⁾として、当時の政治状況の具体的な問題について検討する。その中でとりわけ重要なのは現代における社会主義革命のあり方を論じた部分であり、そこでは先進国における革命の形態について分析がなされている。

松下は、先進国における革命形態について、「工業」という座標軸を用いて分析する。すなわち、工業化にともなって官僚機構、マスコミ、銀行などの社会的機構が高度に発達した先進国においては、武装蜂起、ゼネスト、クーデターといった従来の革命形態は「都市機能自体の麻痺ないし混乱」を生み出し、「その心理的恐慌状態は、都市生活そのものを壊滅させ」、「こうして1千万の巨大都市のパニックは、革命軍ないし組織大衆自体の内部崩壊をうみだす」だけであり、およそ現実的ではないというのである。したがって、「首都が巨大都市となっている工業社会においては、革命的権力転換の段階においても巨大都市の都市機能の維持が革命勢力の課題となる」というのが松下の判断であった。⁽⁹²⁾

そのうえで松下は、先進国においては逆に新しい政治的可能性が成熟しうるとして、自主的大衆団体の叢生、そこでの活動家の蓄積、さらに普通平等選挙権をその条件にあげる。そして、これらの条件のうえで(1)国民・議会に「民主的多数派」を形成することで「反動」を孤立化させること、(2)民主的多数派の形成ないし一般民主主義の拡充を背景に、国会レベルにおける国民共闘、自治体議会レベルにおける自治体共闘、企業レベルにおける向上委員会といった形で共闘組織を充実させること、(3)官僚機構とマスコミのコントロールをおこなうこと、(4)軍隊・警察の中立化と右翼団体を制圧することを、先進国において社会主義革命に必要なプロセスとしている⁽⁹³⁾。ここで注目すべきは(1)および(2)であり、すなわ

ちここでは「民主主義」というもうひとつの座標軸を挿入することで、「工業社会」における社会主義革命の展望を「民主主義」に求めているのである。松下にとって、社会主義は「民主主義と工業の正統な嫡子」⁽⁹⁴⁾なのであった。

こうした先進国の革命戦略論は、松下がこれまで論じてきた大衆社会論や構造改革論などを、新たに「工業」と「民主主義」という世界史的普遍のカテゴリーを用いて、1つの一般理論として位置づけ直したものであると言えよう。

◆現代的「市民」の復活——「抵抗」から「自治」「参加」への転換

さらに松下は1966年、「[「市民」的人間型の現代的可能性」⁽⁹⁵⁾という論文を著す。「戦後20年をへた今日、マス状況の拡大のなかから「市民」的人間型が日本でうまれつつある」⁽⁹⁶⁾という書き出しで始まるこの論文で、松下は初期の「市民政治理論」論文以来、十余年ぶりに「市民」という言葉を用いる。しかし、この論文で用いられた「市民」という概念は、「市民政治理論」論文で述べられたようなヨーロッパの歴史の実体としての「市民」(＝ブルジョア)とは性格を異にするものであった。

松下はまず、「一般的にいて、市民を私的・公的自治活動をなしうる自発的人間型と位置づけることができるだろう」と「市民」概念を定義する。そして松下は、こうした「市民」像が古代の都市国家から中世自由都市を経て資本主義的市民階級といった形で、ヨーロッパに起源をもつものとしながらも、しかし今日では「かつての歴史の実体性から切断されて、政治理念としての普遍的エートスを意味するようになった」と述べる⁽⁹⁷⁾。松下は、「市民」のエートスの内容について、個人のⅠ経済的自立性とⅡ政治的自主性を基礎前提とした、(a)教養と余暇の増大による社交性の拡大、(b)自由、平等という生活感情の醸成、という市民感覚の形成であると要約している。そして、「このような市民的徳性の大量的成熟は、工業の拡充と民主主義の展開による伝統的階層の崩

壊と生活水準の上昇、したがってまた都市的生活様式の拡大にともなう情報の知的選択の可能性の増大や余暇の増大によってはじめて可能となる」という⁽⁹⁸⁾。すなわち、松下によれば、「工業」と「民主主義」が発達した「大衆社会」ないし「工業社会」になってはじめて、こうした「市民」エートの大量形成が可能となるのである。

そして松下は、「日本においても、「高度成長」と「新憲法」によって市民感覚が広範に成熟する客観条件を獲得した」と述べる⁽⁹⁹⁾。この主張が、「忘れられた抵抗権」以来繰り返し松下が論じてきた、勤評闘争、警職法反対運動、60年安保、地域共闘などの、民主主義運動の興隆を念頭に置いていることは疑いがないだろう。松下はそうした「戦後民主主義」の経験を、さきの論文で提起した「工業」と「民主主義」という座標軸でとらえなおし、現代社会における主権者（＝政治主体）としての「市民」のエートスとして理論化したのである。

むしろ、そうした「市民」のエートスを規定したからといって、それですぐに「大衆社会」における民主主義の空洞化という問題が無くなるわけではない。というよりむしろ、そうした問題認識のうえで、それを克服するための可能性として「市民」という規範概念が見出されたのである。松下は、「体制のいかんを問わず政治テクノロジーの発達による全体国家化の危機ないし民主主義の形骸化に対決してゆく特殊現代的戦略を構築する必要がある、他方における国民生産力の強化・国民生活の保障とともに、政治の不可欠の課題として登場する」⁽¹⁰⁰⁾と述べたうえで、権力への対抗のための「市民的自発性」の城塞を「市民的自由」に求める。松下は、市民的自由を「権力からの自由」と「権力への自由」とに区別したうえで、前者の現代的意義を強調する。すなわち、現代においては、専制政治よりも、民主的な外見をまとった大衆操作的疑似民主政治にこそ危険があるため、「権力への自由」よりも「権力からの自由」、とりわけ「権力への抵抗」が市民的自発性の中軸となるのである——ここまでの議論は、かつての「忘

れられた抵抗権」と共通している。

しかし、そのうえで松下が、市民的自由の保障の戦略として、

I 大衆組織の自発性の拡大と情報源の多元化による批判力の増大——結社・言論の自由

II 地域・職域における自治の拡大

III 政策・政党選択への参加

をあげるとき⁽¹⁰¹⁾、そこでは「権力からの自由」を言う割にはむしろ「組織」「結社」「自治」「参加」という積極的な言葉が目につくように思われる。このアイディアの理論的基盤となっていたのは、1950年代後半の「巨大社会」における集団理論や「忘れられた抵抗権」と同様に、ラスキを中心とする政治的多元理論であった。松下は、政治的多元理論が歴史上受けてきた批判を認めつつも、「しかしいわゆるマス状況における「抵抗」という自由の戦略構築を追求したその問題意識は確認すべきであろう」と述べる。松下は、政治的多元理論について、「アソシエーション」を構成することで現代的疎外に対する抵抗観念を形成したものであると述べ、「それは、かつて国家に抵抗した市民社会の価値継承であるとともに社会分業の深化・生活価値の分化を背景とする市民社会の分節化という意味ではその論理転換でもあった。しかもアソシエーションは、個人の自発的結合とみなされることによって社会契約論的市民社会を復元した」ものだと説明する⁽¹⁰²⁾。この政治的多元理論の理解それ自体はやはり1950年代後半の大衆社会論のころと同様だが、しかし、ここではその強調点が以前とは大きく変わっているのである。

松下は、現代では工業の発達によって「個々の生産技術・育児技術から経済計画・軍事戦略にいたるまでの専門的訓練の先鋭化が専門集団の官僚機構化をともなうため、市民感覚を培養するための市民的政治訓練が、日常レベル、政治レベルではもちろん、ついで学校レベルでも必要となる」と述べて、「マスコミの情報内容の改善、自治体・労働組合・大衆団体などへの直接参加」の必要性を指摘する⁽¹⁰³⁾。現代社会における専門化・官僚化に対して、「集団」への「参加」による「市民」

訓練を対置するのである。いわば、ここでの松下は、国家ではなく多様な「自発的集団」を「市民」が積極的に構成し参加すること、無数の小さな市民社会を「市民」が自発的につくりこれを「自治」することに、現代における「抵抗」観念の表れを見ているのである。したがって、ここで松下が言う「抵抗」は、実質的には「自治」「参加」に転換しているのである。

また、こうした「市民的自発性」のもとでは、従来のマルクス主義運動における階級闘争も転換を迫られることとなる。松下は、「労働者階級の存在形態が、19世紀的・後進国的条件と20世紀的・先進国的条件とは形態的に異なっている」として、20世紀において政治的権利を合法的に獲得した労働者階級は、「資本主義体制内部でもその市民的自発性を国民規模で成熟させることが可能となった」と述べる。松下によれば、先進資本主義国の社会主義運動における「一般民主主義」の再評価もそうした体制内の「市民的自発性」の成熟としてとらえられるものであり、「今日の「階級意識」は貧困をバネとすることから市民的自発性をバネとするものへと変化しつつある」という。松下は、「平和と民主主義の運動は、反帝ないし革命的手段ではないのである」と述べ、むしろ現代的な社会主義革命は、平和と民主主義の帰結として位置づけられるものだという。⁽¹⁰⁴⁾

このように位置づけられた松下の現代的な社会主義革命観が、かつての構造改革論や、先に述べた「工業」と「民主主義」という歴史観を継承しているのは言うまでもないだろう。松下は構造改革論で述べていた「一般民主主義」の再評価ということ、を、「市民的自発性」の成熟という「市民」のエートスとして再解釈し、それを現代において革命を担う「労働者階級の主体的エートス」⁽¹⁰⁵⁾としても位置づけたのである。

松下はかつての大衆社会論において、「階級」が「大衆」へとその存在形態を変化させたことをやや悲観的なトーンで述べていた。しかし、それから10年間の経験と理論形成を経たこの論文において、松下は、「大衆」の積極的側面たる「市民

的自発性」という新たな「存在形態」を取り入れることで、大衆社会論の枠組みを放棄することなく、「階級」から「大衆」そして「市民」へとという肯定的な論理と評価にたどり着き、しかも民主主義実現の方途としては「抵抗」から「参加」へとその強調点を移しているのである。いわばこの論文は、60年安保経験、自治体改革論、構造改革論などのそれまでの自身の経験と議論を総括し、さらに1歩進めた、大衆社会論の自己再解釈であり、松下の政治理論＝戦後民主主義の実質化における1つの転換点であったと言える。

◆戦後日本における「市民」のあり方

以上のような新たな理論枠組みのもとで、松下は日本の状況について論じてゆく。松下が警職法反対運動や60年安保の経験を念頭に置いていることはすでに述べたが、加えて当時、ベトナム戦争が進行するなかで、各地で「ベ平連」の運動が展開されていたことも、松下の議論を補完する要素となっていた⁽¹⁰⁶⁾。松下はここで明確に「市民運動」という言葉を使い、それを「組織の硬化した既成大衆運動に対比されて、個人の自発的参加を強調する大衆運動である」と定義している⁽¹⁰⁷⁾。この観点から、松下は、「労働者階級＝労働組合＝職場闘争といういわば企業組合的組織労働者至上主義」に囚われて「今日の労働者階級がもちうる市民的自発性による多様な市民活動・市民組織の否定ないし無視をうみだしている」⁽¹⁰⁸⁾既成の革新政党に対する批判を展開する一方、他方で、政党からも市民運動の側からも無視されている問題として、自治体レベルの政治参加の重要性を指摘するのである。

小規模社会としての自治体における民主主義的政治参加なくしては、大規模社会としての国家の制度的民主主義は土台のない楼閣にすぎない。[……]

[……]自治体政治があらためて民主主義の学校したがって市民的政治訓練の学校たる位置を再確認すべきであろう。市民が理念としてかかげられるのみでなく、日常的に機能する理念で

あるならば、まず自治体レベルでの市民活動こそがその原型でなければならない。この自治体レベルの市民活動を組織しえないかぎり、日本における市民は街頭を流れる表層的モダニズムにとどまるであろう。⁽¹⁰⁹⁾

松下はこのように述べて、「天下国家」論に終始する「戦後民主主義の表見性」を批判し⁽¹¹⁰⁾、さらに以下のように主張する。

こうして政治レベルでの市民活動の蓄積は、日本の政治体質の基底の変革となるのみならず、かつ市民としての政治訓練となって国民全体の「政治的成熟」をもたらしていく可能性をもっている。政治参加による政治経験がないかぎり、政治的アマチュアとしての個人は、政治への過剰期待したがって過剰幻滅をうみ、政治不信、政党不信をもたらし、日本の国民はいつまでも政治的無能力者にとどまり、国民と職業的政治家の分断をますます拡大するであろう。のみならず他方における企業福祉施設の恩恵によって、個人の企業指向性は増大し、市民的開放性がうしなわれていくであろう。⁽¹¹¹⁾

ここでは、自治体レベルでの政治「参加」（＝政治的「訓練」）を通じて国民全体が政治的「成熟」へと至るプロセスが主張されているのである。松下は、こうした自治体改革論は、日本の政治体質とりわけ革新運動の政治体質を転換するための要点なのであり、けっして体制転換と無関係なのではないと述べる。ここで引証されるのは、古代都市国家、中世自由都市、近代の地方自治における市民的徳性の形成、および、パリ・コンミュン、ロシアのソヴェト、中国の解放区などの、革命の原基形態としての地域権力組織であり、松下は、自身の「市民的自発性」＝「自治体改革」論を、それらの体制改革の系譜のうえに位置づけるのである⁽¹¹²⁾。

したがって、ここでの松下の議論においては、「自治体改革」がもはや「自発的集団」のたんなる連立ではなくむしろ1つの権力組織の構成として位置づけられ、その担い手たる「市民」にはそこへの「参加」が要請されているのである。ここ

において、松下の政治理論は「忘れられた抵抗権」のころの議論から明らかに転換し、ロックやラスキよりはむしろルソー的なデモクラシー論に近づいたと言える。それは、現代における「市民」のあり方についての、すなわち「市民の古典的原型を再生する現代的条件」⁽¹¹³⁾についての、松下なりの解答であった。しかも、松下によれば、この「再生」は、「市民的伝統を形成しえていない、そして市民という言葉すらなじまない日本では、過去の再生ではなく、未来にむけての再生」なのである⁽¹¹⁴⁾。約言すれば、「工業」と「民主主義」を普遍的要素として歴史から抽象することで見出される「市民」という主体的政治参加のエトスを、「地域民主主義」「自治体改革」を通して下から徹底させようというのが、ここでの松下の意図であった。

◆「社会分権」論への発展

その後、松下の政治理論はもう1段階の発展を見せる。それまで基本的には「地域民主主義」「自治体改革」のみに限定されていた「市民的自発性」の議論をさらに抽象し、ひろく「社会分権」という概念に再定義したのである。

松下は1968年、「現代政治と直接民主主義」⁽¹¹⁵⁾という座談に出席する。これは、前年4月に美濃部亮吉による革新都政が始まるなど、革新自治体の興隆期にあつて、同年10月、飛鳥田一雄横浜市長による「1万人市民集会」が実現し、自治体改革における直接民主主義ということが提起されてきた中でもたれた座談である。

松下はそこで、直接民主主義は民主主義の原型であると述べて⁽¹¹⁶⁾、それを間接民主主義の「修正」とするのではなく、民主主義自体の「再構成」として位置づけることを提案する。松下は、市民的自由を支える伝統的な手続きとして、法の支配、権力分立、基本的人権（ないしそれを基盤とする抵抗権）の3つをあげるが、「しかし、これだけではたりないんじゃないか」と述べて、4つ目として「社会的分権」を加える。それは、「市民社会のなかに多様に権力が散らばっていくという考

え方」であり、それはまず労組・婦人運動・青年運動や60年安保などの大衆運動としてあらわれ、続いて自治体のレベルにおいて機構化されていくという。⁽¹¹⁷⁾

松下は、直接民主主義的な「社会的分権」のもっとも身近な統合機構として自治体を位置づける。「現在日本で直接民主主義との関連で模索されなければならないのは、社会的分権の地域における機構的集約としての自治体の代表技術ではないか」⁽¹¹⁸⁾と述べる松下は、その代表技術の1つの方法として飛鳥田の「1万人市民集会」を「画期的」と評価する⁽¹¹⁹⁾。

そのうえで松下は、そうした「社会分権」を国民レベルで統合する主体を政党に求める。すなわち、それぞれの社会的分権単位と国会・政府との2重権力状態を、大衆運動・自治体レベルでも国会・政府レベルでも活動できる政党が機能的に統合するのである。松下は、政党が各集団の要求を組み合わせて政策形成を行い、有権者に体制像を提示し選択させるという、統治担当主体としての（単なる圧力団体の束ではない）政党のイメージが日本には必要だと述べる⁽¹²⁰⁾。すなわちここでは、かつての〈居住組織→自治体改革→国民運動→革新政党活動→体制変革〉という「抵抗」に重きが置かれていた「戦後民主主義」実質化のルートが、〈広範な直接民主主義的社会分権→政党による自治体・国レベルでの統合→体制変革〉という、直接民主主義や社会分権などの「参加」に重きを置いた形へとリファインされているのである。

◆社会分権的直接民主主義へ——「分節民主主義」構想の完成

こうした松下の政治理論構想は、1969年の「直接民主主義の論理と社会分権」⁽¹²¹⁾において「分節民主主義」として定式化され、1つの完成をみる。松下は、当時国内的にも国際的にも激化していた大学紛争をとりあげ、内ゲバという日本の特異性を含んだ暴力には反対であるとしながらも、「さしあたって学生自体を含む大学関係者の自治能力が試練にかけられているのであるが、さらに国民

の直接民主主義的な自治能力が問われているのである」と述べる。そして、地域民主主義運動、ベ平連、アメリカやヨーロッパの学生運動にも同様の直接民主主義的な思想状況が見られるとして、大学紛争を「下からの社会分権的直接民主主義の形成」という、日本における思想革命の1つの表れと見るのである⁽¹²²⁾。

直接民主主義ないし社会分権の提起は、この意味で、民主主義的活力の再生の「方法」を提示しはじめていたといわなければならないだろう。資本主義・社会主義を問わず、そこに見られるものは国家思想ないし権力イメージの転換である。国民主権を選挙・議会をテコとして国家主権へと転化させる1元的権力的国家主権という発想の崩壊、したがって多元的自治的社会分権という政治構想の提起である。たしかにこの思想的転換は物理的強制装置を独占している国家機構を直接に止揚しはしない。だがイメージないし思想の転換なくして民主主義の政治的再構成はありえないのである。⁽¹²³⁾

このように松下は、社会分権的直接民主主義を「権力イメージの転換」(思想革命)としてあらたに位置づける⁽¹²⁴⁾。そこでは、国家主権(=民主主義の形骸化)による官僚管理か社会分権(=民主主義の分節化)による自主管理かということが根本的な争点となり、後者の方向性からは、「大学における大学院生、学部生それに職員の参加ばかりではなく、「企業においては労働者の、自治体においては住民の参加」が生まれてくる。当時の革新自治体における試み(横浜市の「1万人市民集会」や美濃部都政の「対話」など)も、自治体における自主管理の模索だとされる。⁽¹²⁵⁾

松下は、こうしたことが可能となったのは、国民の文化水準が高くなり、国民の批判・自治能力が増大したためであると述べる。ここに見られる松下の未来展望は、「国民全体の教養・余暇の増大のため、官僚ないしテクノクラートによる情報独占の打破となって、ここでいう分節民主主義の拡大深化となる」⁽¹²⁶⁾というオプティミスティックなものであった。したがって松下にとって、大学

紛争は「戦後民主主義の破綻」などではなく、むしろ革新市長やベ平連など同根の、「戦後民主主義の社会的基盤の成熟ないしそのラジカル化」⁽¹²⁷⁾——すなわち「市民的自発性」の発露として位置づけられるのである。

「こうして今日、社会分権を前提とする分節民主主義の構想が、はじめて国家全能のイメージを打破できるであろう」⁽¹²⁸⁾というのが、松下の結論であった。ここにおいて、中央政府・国家権力の政治イメージは極小化され、それに代わって、「市民的自発性」にもとづく各種分節的「集団」への直接民主主義的な「参加」「自治」が政治イメージの中心に置かれることとなる。いわば「戦後民主主義」は「集団」による参加民主主義として位置づけられるのである。

そして松下は、「民主主義が「管理社会」的官僚管理に転化することなく「社会分権」的自主管理となる手続きがどのように構想されるのか」⁽¹²⁹⁾という問題意識のもと、現代における個人自由の制度的保障として、以下の5つをあげる。

- I 言論・結社の自由——(1)情報の多元化、(2)大衆運動の多元化
- II 政治機構の定型化——(1)法の支配、(2)権力分立における議会の優位
- III 社会分権——自治体・企業・大学あるいは大衆組織における自治の深化
- IV 政党活動の自由——複数の政策・体制選択の可能性
- V 悪政にたいする抵抗ないし革命⁽¹³⁰⁾

松下によれば、I、II、Vの古典的な原理に対して、III「社会分権」と新しく追加されたIVの「政党活動の自由」は、「体制レベルでは、IVの複数の政党が、議会を制度的前提として、批判と統合という政治機能を結合しながら、政策・体制選択すなわち政治プログラムを提起し、個人がそれを選択するという間接民主主義を不可避とする」⁽¹³¹⁾という現代の問題に基づくものだという。すなわちこれは、「現代政治と直接民主主義」でも述べられていた、政党による各種集団の機能的政策統合と有権者によるその選択という、〈社会

分権→政党による統合→体制変革〉という議論の継承である。このIVの要素は、じつはIIIに対するカウンターバランスになっている。松下は、「IIIのレベルの直接民主主義ないし参加する民主主義が提起されるとき、IVのレベルの集約である議会が批判される」としたうえで、しかし議会レベルでの複数政党の対立による政策・体制選択の契機がなければ「国民の政治参加は実質的に不可能になるか、国民投票におけるようにたんなるノンの表示の可能性にとどまることになる」と述べる⁽¹³²⁾。また、松下は、複数政党制による議会・選挙を通じた選択・統合という契機がなければ、言論の自由は政治的実効性を持ち得ないとし、「議会ついで複数政党なき言論の自由は、内省の自由にすぎず行動の自由には転化しえない」と述べ、「プラハの春」の挫折後の帰結をその例にあげる⁽¹³³⁾。したがって、どんなに社会分権がなされようと、「政治プログラム選択の決済制度として「議会」は最終的には必要なのである」というのが松下の主張である⁽¹³⁴⁾。松下は、大学紛争を一定程度評価してはいたが、けっして全共闘（とくに「ノンセクト・ラジカル」と呼ばれた、特定の党派に所属しない学生）のような直接民主主義万能論者ではなく、むしろそれをいかに政治的に統合するかという手続き的・制度的関心を一貫して併有していたのである。

こうして松下は、「分節民主主義」——市民的自発性に基づく「集団」を通じた直接民主主義的自治の思想（社会分権）+複数政党制を通じた政策選択・体制選択の制度（政治統合）——という形で、国家全能のイメージを打破しうる、徹底的に下からの「市民的自発性」にもとづく民主主義構想を完成させた。それは、松下が大衆社会論のころから模索していた「現代における自由の条件」という問いに対する、10年越しの解答であり、また、「戦後民主主義」の実質化を追い求めた末の1つの終着点でもあった。

第3章 松下政治理論の評価

以上が松下の政治理論の形成過程とその構造である。1960年代末に「分節民主主義」として結実した松下の政治理論は、その後、「大衆社会」「工業社会」を「都市型社会」とするなどの各種用語の置き換えや、憲法論⁽¹³⁵⁾、防衛論⁽¹³⁶⁾、文化行政論⁽¹³⁷⁾などへの議論の対象範囲の拡大が見られるものの、政治を「市民」レベルに「分節」し、そうした下からの「自治」「参加」を統合することによって全体を構成するという視座は今日でも変化していない。

それでは、これまで見てきたような松下の政治理論はどう評価しうのだろうか。本章では、松下の政治理論の評価について考えてみたい。

第1節 松下政治理論の特徴(1) —— 「現代」の理論化

松下の政治理論に一貫して見られる第1の特徴は、「現代」の理論化という点である。本論でこれまで見てきたように、松下が繰り返し主張し追求していたのは、近代とは区別された「現代」に特殊な政治的問題状況と、その克服の方途である。松下は、少なくとも本論考で取り上げた1960年代末までは、つねに「現代」の理論化という志向を有していたと言ってよい。

◆近代・現代2段階論の意義

理論面で見れば、それは近代・現代2段階論という視角設定となって表れている。松下は、この近代・現代2段階論という視角設定によって、絶対主義権力に対抗し個人の「自由」を主張する理念として民主主義が提出されていた段階の問題と、それが普通選挙権という形で実現され民主主義がむしろ権力を構成する制度となった段階の問題とを、質的に区別して論じようとしたのである。

その際、松下は「社会形態」というカテゴリーを用いて、「政治体制」とは相対的に独立した要素として、社会のあり方を問題とした。松下は「現代」の「社会形態」を、はじめ「大衆社会」

について「工業社会」として定式化し、それを「工業」と「民主主義」が普遍化した社会と定義した。そこで松下が問題としたのは、「工業」の発展によってプロレタリア化し、かつ「民主主義」の普及によって形式的には政治主体となった「階級」のあり方(存在形態)である。松下にとって「現代」の政治的問題とは、この本来政治主体であるはずの「階級」が体制によって馴化されて受動的な「大衆」となってしまうことであり、そしてそれが(ファシズムに典型的に見られるように)民主主義の空洞化による「自由」の危機を招くということであった。

このような仕方では「現代」とその問題状況を理論化することによって、松下は、第1に、現代では古典的な民主主義の理念がそのままでは通用しないこと、第2に、現代政治においてはつねに民主主義が空洞化するおそれがあることを明確に主張した。

このことは、しばしば楽観的・理想的に民主主義が語られていた「第1の戦後」が終わった後、高度成長以後の戦後日本の民主主義の問題を分析するための重要な視角を提供したと考えられる⁽¹³⁸⁾。また、戦後の冷戦構造の中で、資本主義体制か社会主義体制かということに左右されない、東西両陣営に共通の問題状況を抽出するのに有効性を発揮したとも言えるだろう。

そしてまた松下は、それらの問題を解決する方途も、同じ「現代」から導き出した。松下は、「社会形態」を、それを担う「階級」のあり方(存在形態)と結びつけて設定し、現代的「大衆」、現代的「市民」といった「現代」の人間型の中に体制変革への可能性(=政治主体のエートス)を見出した。これは、当時主流だったマルクス主義がもつばら科学性や歴史的必然性といった「客観主義」によって流出論的・発生論的に体制変革(革命)を説明し、主体的契機による具体的な体制変革の展望を描けていなかったことを考えると、社会形態(=政治主体論)としての松下政治理論の画期性は大きいと言えよう。

◆現実面での大きな影響

さらに言えることは、松下がこうした理論を、たんに一般理論として展開するのではなく、つねに現実の政治状況のなかに対象を見出そうとしてきた、あるいは現実の政治状況から抽象化して理論を組み上げていったということである。

この点に関してまず言えることは、松下の政治理論は、安保以後においてそもそも希有な、そしておそらくもっとも具体的な「戦後民主主義」の実現構想だったということである。60年安保以後、たとえば丸山眞男が現実政治の分析という「夜店」をたたんで「本店」の日本政治思想史研究へ軸足を移してゆくなど、学問の側からの現実政治に対する直接的な研究・発言は（いわゆる行動論や政治過程論を別とすれば）少なくなっていた。そうした時代にあつて、松下の現実政治に対する発言の積極性は際立っている。いわば丸山の「夜店」を引き継いだのが松下であったと言える。

松下は、その時々政治的潮流について、民主主義の実質化にとってプラスの面とマイナスの面との両方に目を配りながら、しかしつねにプラス面の意義を強調してきた。そしてそれは、当時の日本の政治的現実のなかでは、きわめて重要な役割を果たした。松下の政治理論は、戦後日本史上もっとも政治運動が活発だった時期にあつて、それらの運動の理論的バックボーンを提供することとなった。松下が、いわゆる市民運動における下からの民主主義実質化の可能性にいち早く着目し、また60年安保の限界からも学んでこれを理論に反映させ、さらには構造改革論のほか、「地域民主主義」や「自治体改革」、そして「分節民主主義」という形で、「政治の季節」における革新勢力の運動を理論化したことは、上からの経済成長本槍だった当時の自民党政治に対するオルタナティブを形成できたという点で、「戦後民主主義」の歴史における大きな功績であったと言えよう。

その中でもとくに、60年安保の後、松下が地域に着目したことの意義はきわめて大きいと思われる。第2章でも述べたとおり、当時、都市と農村との2重構造を指摘した論者はほかにもいたが、

しかし実際に「ムラ」——しかも現実の農村だけでなく都市における旧中間層支配としての「ムラ」も含めて——に本格的に着目し取り組んだ人物は松下をおいてほかにはない。事実、松下自身の回想によれば、1960年代は、「多くの先輩から、自治体研究は「無意義」、それに「異端」だから、とりくまない方がよい、とりくむならば国家論だと、親切という意味でさんざん忠告をうけるような時代だった」⁽¹³⁹⁾という。そうした状況にあつて、果敢に地域・自治体の問題に取り組み、現実革新自治体の興隆という成果につなげたことは、松下の政治理論の現実面におけるもっとも大きな功績と言ってもよいだろう。⁽¹⁴⁰⁾

しかも、松下の政治理論はたんなる「現代」の現実の反映だけではなく、過去の思想的遺産を現代的に読み替えて再生させようとする試みがつねに見られるという点である。松下は、戦後日本政治を論じながら、同時に西洋の政治思想もその議論の中に織り込んでいた。勤評闘争・警職法反対運動・60年安保を論じた際の抵抗権思想の強調にはロックの抵抗権やラスキの「集団」理論が背景にあつたし、構造改革論などの現代社会主義の構想においても、マルクスの「社会・主義」すなわち「市民社会」主義としての松下独特の社会主義理解が念頭にあつたからこそ、ドグマ的な社会主義理解に陥ることを回避し、一般民主主義と社会主義との接合を構想し得たと言える。また、「分節民主主義」構想においては、ふたたびラスキらの「集団」理論が、こんどはその強調点を変えて理論的背景とされていた。それらはいずれも、過去の西洋の思想をそのまま日本の現実にあてはめるといった単純な輸入作業ではなく、あくまで「大衆社会」という問題状況を念頭に置いたうえで、かつての思想が目指した価値を現代においてはいかなる形で構成しうるかという問題意識に貫かれた、現代的な読み替えと再生の試みであった。したがって松下は、現代政治論を対象としたにもかかわらず、当時流行していた行動論や政治過程論などとは一線を画し、あくまで「戦後民主主義」の実質化という価値追求の問題として、一貫した

視座のもとで現代政治を論じることができたのである。

第2節 松下政治理論の特徴(2) ——「集団」への着目

松下の政治理論の第2の特徴は、「集団」への着目である。本論で見てきたように、松下の政治理論においては、「居住組織」「自治体」「社会分権」といった形で、つねにラスキラの政治的多元主義に源流をもつ「集団」の意義が強調されていた。「集団」はその内部において「個人」の「自由」な結合体であり、ロック的な市民社会の現代的再生であるとともに、またそうした「集団」が革新政党によって統合されることで、議会政治を通じた「社会主義」への体制転換(革命)へと接続するというのが、松下のいう「集団」の位置づけである。このように、「自由」と「社会主義」とが多元主義的「集団」によって媒介・結合しており、しかもつねに「個人」や「階級」よりも「集団」に重点が置かれるという点に、松下の政治理論のきわめて強い特色がある。

しかも、松下の政治理論において特筆すべきは、そうした「集団」のもつ政治的機能が、時代を下るにつれて体制に対する「抵抗」から政治への「参加」「自治」へと転換しているという点である。本論ですで見たとおり、最終的に松下のいう「分節民主主義」においては、現代的「市民」のエートスをもつ「個人」が、あまねく何らかの「集団」へ「参加」し「自治」し、それを政党が統合することで、下から積み上げるような形で「社会主義」につながる民主政治が構成されてゆくという政治イメージ・権力イメージが提示されていた。このような「集団」を通じた参加民主主義の構築こそが、松下にとっての「戦後民主主義」の実質化であったと言える。

そして、1960年代は、こうした松下の政治理論と現実とが相当程度に一致しているように見えた幸福な蜜月の時代であった。ところが、1970年代後半以降、両者のズレが深刻化してくるのである。

◆現実面での有効性減退

1970年代後半以降、革新陣営全体の勢力退潮が見られた。とりわけ、1975年前後には150から200近くあった革新自治体が、1970年代後半から1980年代を通して次第に数を減らしていった⁽¹⁴¹⁾のは、その典型的な表れであろう。

その1つの要因としては、高度成長の終焉による自治体財源不足と、それに合わせた自民党政府による「ばらまき福祉」「財政危機」「放漫財政」といった革新自治体批判キャンペーンがあげられる⁽¹⁴²⁾。

しかし、そうした外的要因以外にも、内的要因として、革新勢力自体が国民的な意識と乖離していったということがあげられるだろう。たとえば、それまで革新勢力を支えてきた労働組合、とくに「総評」の主要組織基盤である官公労組は、サボタージュ的順法闘争やスト権スト敢行などによって決定的に世論の支持を失うに至った(このことは、1980年代の民営化路線の遠因を作ったようにさえ思われる)。また、松下が「分節民主主義」の一端と見なした大学紛争も、その多くは研究室破壊と教員つるし上げの末に機動隊導入を招いて壊滅し、最終的にはセクト間の内ゲバや、連合赤軍事件や東アジア反日武装戦線といった極左暴力革命路線へと突き進み、これも世論の支持を失ってしまった。

このような1970年代後半以降の状況は、松下が構想したような「分節民主主義」の政治理論とはかけ離れたものである。こうした現実政治の展開について、松下は最近の著書の中にかつての革新自治体に触れながら、その先駆的業績を評価する一方で、同時に「泥田の中の丹頂鶴」という比喩を使い、当時の革新自治体は首長だけが革新で、職員は旧来の国中心のオカミ体質・ムラ体質を残したままであった点に限界があったと述べている⁽¹⁴³⁾。また、松下は、革新自治体を担うべく期待された革新政党がけっきょく労組依存を抜け出せず、自民党政府と同じように「ムシリ・タカリ」の土壌たる利益政治的な「口利き型ネット」政党となってしまったことを批判している⁽¹⁴⁴⁾。そのほ

か、学問においても自治体が軽視されていたことや、市民の政治的未熟によって飛鳥田横浜市政の「1万人市民集会」や美濃部都政の「対話」も儀式化したり従来型の陳情の場になってしまったこと、また、機関委任事務によって自治体の政策が縛られ、国の手足でしかなかったことなども、革新自治体の問題としてあげている⁽¹⁴⁵⁾。

◆「集団」による「分節民主主義」の問題点

だが、それは政党の無理解や職員の本質だけに起因するものだろうか。理論の中にそれを助長する要素はなかったのだろうか。むしろ、理論と現実とは本来的にはべつのレベルにあるのであって、理論が完全に現実化されるということはあるにない。しかし、かといって理論が現実とまったく無関係でもない以上、そして政治理論を形成することそれ自体がすぐれて政治的な実践意識に支えられるものである以上、その理論的な問題点を、現実の結果と照らし合わせて今日の視点から検討・反省することは十分に意味のあることだろう。

ここにおいて、松下の政治理論における「集団」の扱いが問題となってくる。すなわち、その力点の転換——「抵抗」から「参加」「自治」へという、「集団」の政治的機能の転換にともなう問題である。先述したように、松下は一貫して「集団」に着目していたが、時代を下るにつれて、そこに見出す政治的機能を「集団」による「抵抗」から、「集団」への「参加」「自治」へと転換させていった。すなわち、「集団」を既存権力への対抗装置ではなく、「自治」権力の構成装置としてイメージするようになっていったのである。こうした松下の政治理論を、1970年代後半以降における現実政治の展開と関連させて見ると、「参加」「自治」権力として「集団」をとらえる「分節民主主義」の政治理論の問題点が浮上してくるように思われる。以下、そうした問題点を順に考えてゆく。

松下の政治理論における第1の限界ないし問題点は、権力と責任の所在の問題である。松下がその政治理論において、権力の実質的な担い手をもっぱらその末端たる「市民」の「自治」「集団」に

求め、中央政府の政治権力イメージを極小化したことは、市民運動の正当性の理論づけに寄与することになった一方で、他方、ほとんどすべての責任を「市民」に負わせることにもなってしまったようにも思われる。「市民」による「参加」の重要性を主張する松下の「分節民主主義」においては、たとえば丸山眞男が主張したような「いやいやながらの」政治参加⁽¹⁴⁶⁾ないし在家仏教的・パートタイム的な政治参加⁽¹⁴⁷⁾よりも、むしろ積極的な参加、文字通りの「自治」^{ミズカラオサメル}が中心的な政治参加のあり方として強調される。これは、本論でも述べたように、ロックと言うよりはむしろルソー的なデモクラシーモデルに近い。したがってそこでは、権力は自己権力となり、責任は自己責任となる。

こうした論理を反映して、松下は、1970年代後半の経済低成長の原因について、大企業中心の経済成長に「革新自治体なり市民運動がブレーキをきかせたからこそ低成長になった」とさえ述べている⁽¹⁴⁸⁾。また、中央政府の政治権力のイメージを極小化し、たとえば行政による社会教育を批判したことなどは、むしろ1980年代以降の「小さな政府」・新自由主義路線と親和的に見える。最近でも松下は、財政再建に消極的な自治体が財政再建団体に転落した場合は自治体の責任だけでなく市民の責任でもあるとさえ述べており⁽¹⁴⁹⁾、国家権力の責任という観点を捨象してしまっている。この点も近年しばしば「地方切り捨て」と批判される新自由主義路線と類似している。このように、松下の「分節」レベルにおける「自治」（＝自己権力＝自己責任）イメージは、国家権力をもってなされた現実政治の展開、とくに現在まで続く新自由主義路線に対する批判を鈍らせたと言えるだろう。

第2の問題点は、「分節民主主義」における「集団」の意識・性格にある。前章で詳しく見たように、松下の「分節民主主義」構想の基礎は、「市民的自発性」にもとづく直接民主主義的な「参加」「自治」にあった。松下はそうした直接民主主義の試みの1つである横浜市の1万人市民集会について、つぎのように述べている。

しかも集まるということが大事なんではないか。

しかも市民集会は横のコミュニケーションをいかにつくるかに意義があるので、決定組織にむしろなっ^てはいけないのではないか。さしあ^つって端緒的に集ることに意義があるのだというよりも、自治体の政治というは集^まってワイワイやるということ。これが重要なことだと思^うんですよ。カシの木の下^のの民主主義というの^は村マツリの性格を当然も^ってよい。この集^まるとい^うこと^ですね。⁽¹⁵⁰⁾ [傍点筆者]

ここで松下が述べていることは、ま^ずと^にか^くみ^んな^で集^まって「集団」をつくることの重要性である。他方、丸山眞男は、まさに松下のこの発言と同時期に、「みんな民主主義」という言葉で、日本の伝統的な参加デモクラシーの一側面を指摘している。

たとえば和辻〔哲郎〕さんが古代日本国家を祭祀共同体といわれましたね。このお祭り共同体で、大事なことは、み^んな^が祭りに参加する^ということ^です。このパターンがまたデモクラシーの解釈まで綿々とつづいて「みんな主義」として現われる。[……] 翼賛会はファッショには違^いないが、そこには、み^んな^が参加する、という参加デモクラシーが流^れこんでいる。本来、ナチズムもファシズムも、政治的参加は非常に強調したのであって、権力を制限するデモクラシーは消極デモクラシーで、参加デモクラシーこそ、積極的な、本当のデモクラシーだと、ファシストは^いったんです。だから日本古来の祭祀共同体の「みんな参加主義」は民主主義の^こう^いう^解釈^の仕^方に^うま^く癒^着する^ところ^がある。⁽¹⁵¹⁾

こうした思想的伝統のある場所で、人々が「集まってワイワイやる」だけで、決定権ももたずにそれぞれの「集団」で「自治」「参加」をしたとき、はたしてそこに松下の言う「市民」的な「分節民主主義」の意識は育つと言^える^だら^うか。松下自身が「村マツリ」という言葉を使っているように、これはまさに日本の「ムラ状況」の伝統的な性格ではない^だら^うか。制度として「分節」し、「自治」「参加」を促^しただ^けでは、日本の伝統的

な「ムラ状況」の意識を打破することにはならないであろう。むしろそれは、「みんな一緒」の参加における同調意識を強化し、分節化された「ムラ」がそれぞれの特殊利害を最大化すべく一方的に政党や首長に要求するという、まさに利益政治的な様相さえ呈してくるよう^に思^われるのである。1970年代以降、直接民主主義的な市民運動が各地に群生したにもかかわらず、革新自治体の自主的政策に多くの限界があり、労組が閉鎖的な圧力団体と化した1つの原因は、単に政党による統合の怠慢だけでなく、理論においてもこうした伝統的な「みんな民主主義」の「ムラ状況」を払拭できな^かった^こと^があ^げら^れる^だら^う。

これはいわば「集団」の「タコツボ」化とも言える現象である。つまり、松下の「分節民主主義」においては、「分節」が「タコツボ」になる可能性を排除できないのである。もちろん、松下自身もこの問題に気づいていなかったわけではない^だら^う⁽¹⁵²⁾。しかし、その理論のう^えでは^つい^ぞこの「みんな民主主義」に対決する視角を提起し得^なか^った^よう^に思^われる。

第3に、こうした「自治」の「民主主義」イメージにおける「個人」の問題が挙げられる。すなわち、「分節」化された「自治」「集団」における「個人」の「自由」の問題である。松下は、60年安保前後には、抵抗権思想の重要性を説いていた。そこでの抵抗の主体は、あくまで「個人」の「抵抗権」の組織化としての「集団」であり、またそれが対抗する相手は国家権力であった。しかし、その後の松下の政治理論が、下からの民主化(=分節化)を徹底的に進め、国家イメージを自治型に転換させたと言^うとき、国家権力は極小化され、そこにおける「抵抗」は、実質的には「集団」への「参加」「自治」に転換して^しま^った。そのような理論転換の中で、はたして「個人」の「抵抗権」の実質は確保できる^のだ^らう^か。

このことはまたべつのレベルにおいて、自らの「参加」している「集団」に対して「個人」がいかにして「抵抗権」を行使できるのかという問題にもつながる。「参加」の段階において「個人」

の自発的なアソシエーションであったとしても、いったん「集団」に組織されたあとでは、「個人」はどうなってしまうのだろうか。この点、松下の理論においては、「個人」の自由が民主主義的「集団」に埋没しているようにも見えるのである。先の「みんな民主主義」の土壌において「集団」が「自発的に」形成された場合、それは著しく同質的な、異なる「個人」の存在を認めない、内部に対して抑圧的な「集団」となるおそれがあるのではないか⁽¹⁵³⁾。

この問題点について、松下はとくに見解を述べていないようである。松下にとって、「分節民主主義」における「集団」とは、かつての「市民政治理論」における社会契約論の現代的復活であったが、その点に関して想起されるのは、松下が工業社会の民主主義について、ベンサムを例にそれを「多数決」としてとらえていたことである。したがって、ここでの「市民」は、原子論的な等質的存在としてイメージされていると言える。そうだとすれば、松下の「分節民主主義」においては、目標を同じくする「集団」内部での「個人」の「寛容」の問題は、原理的には存在しないこととなる。松下がロックの「寛容」を現代的に読み替えるとき、それはもっぱら複数政党制の実現として、すなわち敵対関係にある「集団」間の「寛容」の問題として論じられ、「集団」内部における「個人」の寛容については論じられないのである。

おそらく、上記のような問題の解決について示唆を与えてくれるのは、ロックでもベンサムでもなく、J・S・ミルであろう。J・S・ミルはまさにベンサム的な等質的デモクラシー観の修正者であり、その『自由論』に記されている「自由」は、決定的に「個人」——等質的ではなく、個性的な「個人」——に依拠するものである。おそらくそうした「個人」像の想起なしには、いくら「市民」が「自由」に「アソシエーション」を形成したとしても、「個人」の「自由」は畢竟、「集団」のための「自由」に包摂されてしまうだろう。

こうした「個人」像の想起を促し、異なる「個

人」の「自由」を確保するためには、「集団」相互においても、「集団」内部のレベルにおいても、「個人」同士の異なる意見の相互交流の必要がある。その相互交流は、「集団」としての意志決定プロセスにも反映されなければならないだろう。おそらくそこでは、丸山眞男の言う「他者感覚」——すなわち、異なる他者を「他在として理解する」精神的態度が重要になってくるように思われる。これは、「集団」を介さない、「個人」の「自由」について思想的・理念的な価値を認める精神的態度である。「戦後民主主義」はたしかに「民主主義」の原理ではあるが、同時に「個人」の「自由」にもとづく「民主主義」である。そこでの「自由」は、「参加」だけでなく「抵抗」——とくに国家権力への抵抗だけでなく、所属集団に対する抵抗も含めて——の側面においても確保されてこそ、はじめて「個人」に依拠した「自由」となりうる。たとえ現代において「組織なき個人の抵抗は荒野に叫ぶ声にひとしい」としても、「集団」への「参加」「自治」にすべてを委ねることは問題であろう。

結び

以上、松下の政治理論について、それが戦後日本の現実との関わりの中で「分節民主主義」に結実してゆく過程と、それが歴史的に持っていた意義と限界とを見てきた。松下は、ロック研究から出発するとともに、ロック的な「市民政治理論」を近代において成り立たせていた条件が現代ではもはや変容してしまっていること、すなわち「市民社会」から「大衆社会」への構造転換ということと、「大衆社会論」として理論化した。そうした松下の「大衆社会論」は、種々の誤解と論争を引き起こしながらも、敗戦後十余年を過ぎて「第2の戦後」に入ろうとしていた当時の戦後日本的一面を的確に捉えており、新憲法感覚の定着から抵抗権の思想を引き出して60年安保の思想的背景を準備するなど、戦後日本の民主的实践に対して早くから理論的貢献を果たすことができた。

松下の議論はその後、60年安保の反省もふまえたうえで「地域民主主義」「自治体改革」へとつながり、社会党の構造改革論とも接近しながら、下からの民主主義の徹底によって社会主義実現を目指す、先進国民主主義・社会主義革命の理論として展開されていった。

さらに松下は、1960年代後半になって、現代を「工業化」と「民主化」の進展として定式化し、そうした現代において「自治」という形で政治に「参加」する政治主体のエートスを現代的「市民」として抽出した。そして最終的に、それら「市民」のつくる直接民主主義的な「集団（アソシエーション）」によって下から重層的に分節化・民主化される政治を、「分節民主主義」として理論化した。

このように時代を追って洗練されてゆく松下の政治理論において一貫して見られた志向は、第1に、近代とは区別された「現代」（大衆社会）とその問題状況（民主主義の空洞化による個人自由の圧殺）の理論化ということであり、第2に、「集団」を介したその問題状況の克服ということであった。戦後日本の現実政治の中で「戦後民主主義」の実質化として具体的に展開されていったこれらの志向は、はじめは「大衆社会」において国家権力に対抗する各種「集団」の共闘会議・統一戦線を通じた「抵抗権」という形で定式化され、その後「自治体改革」「地域民主主義」への着目を経て、次第に「集団」による「自治」「参加」へとその強調点を転換させてゆき、最終的に「市民」の「集団」による「自治」「参加」を基礎とした「分節民主主義」の政治構想へと帰着した。

こうした松下の政治理論は、1960年代、革新自治体や市民運動などの各種「集団」が「現代」的な市民的自発性をもって（旧来のマルクス主義とは異なった経路で）国家権力に対抗して叢生する際の理論的支柱としては高い実践性を示した。

しかし他方、とくに1970年代になって、「現代」が半ば自明化したように見え、国家権力への対抗運動として出発した「集団」がいよいよ「自治」権力を構成する段階になったとき、松下の政治理論はそれを楽観的に正当化する役割を果たすにと

どまり、そこで発生する問題、(1) 国家によって行使される政治権力とその責任の所在を見えなくしてしまい、新自由主義的な自己責任論に加担してしまうこと、(2) 「集団」が同質的・閉鎖的な「タコツボ」となったときに利益政治の温床となってしまうこと、(3) 「集団」において「参加」が強調されることで「個人」の「自由」が実質的に確保され得ない可能性があること、といった点について楽観的ないし一面的という欠点をもっていた。

むろん、現代社会がきわめて複雑に機構化し、個人の影響力が極小化されている以上、松下が自治体改革や市民運動を通して「集団」に着目したのは、まったくの間違ひとは言えないだろう。しかし、「集団」への「参加」「自治」に力点を置いたことによって（長期的に）もたらされた問題も多いように思われる。その意味では、しばしばその個人主義の行き過ぎが批判される「戦後民主主義」は、むしろ一面においては「集団」主義的でありすぎたとさえ言えるかもしれない。いまいちど、「集団」を介さない形での「個人」の「自由」にもとづく政治との関わり方——「参加」だけでなく「抵抗」も含めて——について再考してみる必要があるだろう。

いずれにせよ、欠点というのはそれを認識してはじめて意義を持つものである。戦後日本において一時期もっとも現実的たり得た政治理論に、そうした欠点が内在していることは、今日の視点から「戦後民主主義」の展望を考える上で重要な教訓ともなる。とくに近年、革新勢力のよりいっその衰退とともに、「小さな政府」「自己責任」を標榜する新自由主義的な政策が「構造改革」という言葉でもって急激なテンポで遂行され、むきだしの個人があらゆる領域での市場原理にさらされるとともに、逆にいわゆる保守派の側からは「戦後レジームからの脱却」として個人主義批判と共同体への回帰が図られるような状況にあって、あらためて「戦後民主主義」の軌跡を振り返り、過去の思想が「個人」「集団」「国家」のあり方、「権力」「自治」「参加」のあり方などをどのよ

うにとらえていたのかを知り、そのプラス面からもマイナス面からも学ぶことは、現在の政治的潮流を相対化し、同時にそれをよりレベルで民主的な方向へ——「戦後民主主義」の理念の実質化の方向へ是正するための展望にもつながると思われる。

本論考は、「戦後民主主義」という言葉自体が風化しつつあるようにも思われる昨今にあって、そうした過去の思想からの学習を、松下の政治理論の検討を通して試みたものである。

※本論考は、権左武志教授のご指導のもと、2009年1月末に修士論文として提出した論文に補筆・修正を施したものである。執筆にあたっては、松下圭一氏ご本人から資料とご助言をいただいたほか、法政大学法学部の杉田敦教授からも貴重なコメントをいただいた。記して厚くお礼を申し上げます。

註

- (1) 1960年の日米安保条約改正をめぐる一連の反対運動の呼称については、立場の違いなどによって「安保運動」「安保国民運動」「安保闘争」といった名称の使い分けがなされることもあるが、本論考では、安保条約改正反対運動がそれら多様な立場を内包しながら、続く1960年代の政治運動の先駆となったことの時代的画期性を強調する意味で、「60年安保」という名称を統一的に用いることとする。
- (2) 丸山眞男『現代政治の思想と行動』第3部追記『現代政治の思想と行動 増補版』、未來社、1964年（新装版2006年）、572頁。
- (3) 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉 戦後日本のナショナリズムと公共性』、新曜社、2002年、799—800頁。
- (4) 松下圭一『現代政治*発想と回想』、法政大学出版局、2006年、5—6頁。
- (5) 田口富久治『戦後日本政治学史』、東京大学出版会、2001年、306頁。
- (6) 田島節夫「大衆社会論争」、宮川透 [ほか]『近代日本思想論争』、青木書店、1963年、345—366頁。
- (7) 都築勉『戦後日本の知識人 丸山眞男とその時代』、世織書房、1995年、234—251頁。
- (8) 米原謙『日本的「近代」への問い ——思想史としての戦後政治』、新評論、1995年、136—143頁、(シリーズ《政治思想の現在》5)。
- (9) 大嶽秀夫『高度成長期の政治学』、東京大学出版会、1999年、1—22頁。
- (10) 田口前掲『戦後日本政治学史』、305—345頁。
- (11) 平田哲男「日本における市民政治理論の展開——松下圭一の理論展開の追跡——」『都留文科大学研究紀要』第25集、1986年、88—71頁。
- (12) 平田哲男「日本における市民政治理論の特質——松下圭一の理論的営為の方法——」『都留文科大学研究紀要』第26集、1987年、118—97頁。
- (13) 山田竜作『大衆社会とデモクラシー ——大衆・階級・市民——』、風行社、2004年。
- (14) 同前、99頁。
- (15) 同前、209頁。
- (16) 丸山眞男『自己内対話 3冊のノートから』、みすず書房、1998年、185頁。
- (17) 松下圭一「大衆国家の成立とその問題性」『現代政治の条件 増補版』、中央公論社、1969年、9—34頁（初出『思想』1956年11月号、岩波書店）。
- (18) 松下圭一「ロックにおける近代政治思想の成立とその展開 ——近代市民国家構造論への思想史のアプローチ——」(1) (2)『法学志林』第50巻1—2号（第545—546号）、法政大学法学志林協会、1952年。
- (19) 松下圭一「名誉革命のイデオロギー構造とロック ——政治機構論成立の社会的・論理的背景——」『一橋論叢』32巻5号、1954年。
- (20) 松下圭一「集団観念の形成と市民政治理論の構造転換」(1) (2)『法学志林』第53巻3・4合併号（559・560号）、第55巻2号（566号）、1956—57年。

- (21) これらの論文はいずれものち刊行された『市民政治理論の形成』（岩波書店、1959年）のものとなっている。
- (22) 同前、7—26頁。
- (23) 同前、28—39頁。
- (24) 松下前掲『市民政治理論の形成』、39—43頁。
- (25) 同前、391—417頁。
- (26) 松下前掲『市民政治理論の形成』、417—419頁。
- (27) 同前、420—421頁。
- (28) この論文は、当初は『市民政治理論の形成』の続編として予定されていた『市民政治理論の展開』（未公刊）の第2章の序として書かれたものであったという（『現代政治の条件』、295頁）。
- (29) 同前、14—15頁。
- (30) 同前、15頁。ここでの松下はウォーラス『巨大社会』*The Great Society*、リップマン『世論』*Public Opinion*、マンハイム『変革期における人間と社会』*Mensch und Gesellschaft im Zeitalter des Umbaus*の議論を念頭に置いている（同17頁、註(9)、および同306—307頁、「後記」参照）。
- (31) 同前、15—16頁。
- (32) 同前、20—21頁。
- (33) 同前、21—22頁。
- (34) 同前、22—23頁。
- (35) 同前、26—29頁。
- (36) 同前、34頁。
- (37) 同前、34頁。
- (38) 松下圭一「「巨大社会」における集団理論」『日本政治学会年報』1957年、岩波書店（『現代政治の条件』、所収）。
- (39) 松下前掲『現代政治の条件』、144頁。
- (40) 同前、152頁。
- (41) 同前、153頁。
- (42) 同前、155頁。
- (43) 同前、162頁。
- (44) 松下は同名の論文を1957年に書いている（松下圭一「現代における自由の条件」、政治学会報告、1957年4月。『現代政治の条件』、所収）。
- (45) 松下圭一「日本における大衆社会論の意義」『現代政治の条件』、229—246頁（初出『中央公論』1957年8月号）。
- (46) 同前、245頁。
- (47) 同前、246頁。
- (48) 松下圭一「忘れられた抵抗権」『中央公論』1958年11月号（『現代政治の条件』、所収）。
- (49) 松下前掲『現代政治の条件』、189頁。
- (50) 都築勉は、この松下の「忘れられた抵抗権」における「戦後民主主義」という用語の使用について、「それまでの戦後十数年の日本人の政治的経験の蓄積を前提に、他ならぬ「戦後民主主義」という言葉が日本の政治の指導的理念として用いられている、おそらくはきわめて初期の事例」であるとしている（都築前掲書、238—239頁、参照）。
- (51) 松下前掲『現代政治の条件』、191頁。
- (52) 同前、192—193頁。
- (53) 同前、193頁。
- (54) 同前、193頁。
- (55) 同前、193—194頁。
- (56) 同前、194頁。
- (57) 同前、195頁。
- (58) 同前、198頁。
- (59) また、松下は同時期に「大衆天皇制論」『中央公論』1959年4月号、8月号（松下圭一『昭和後期の争点と政治』、木鐸社、1988年、所収）を著し、皇太子の婚約発表によってミッチー・ブームが起きたことに見られるように、新憲法と同様に天皇制も大衆社会の内部に適応・定着しつつあるとした。そして、大衆社会においてはマスコミのムード的報道と結びついた象徴君主が実際の政治の悪や責任を隠蔽してしまうという、民主的体制の内部における国民主権空洞化の問題をあげ、これに対して日常生活関係の中に多種多様な「共和国」をつくることで体制に抵抗する必要性を述べている。
- (60) 同前、106頁。
- (61) 松下前掲「国民運動をどう発展させるか」、120頁。
- (62) たとえば、60年安保後に『世界』誌上で行わ

- れた共同討議「現在の政治状況——何を為すべきか」(『世界』1960年8月号、217—259頁)において、篠原一、隅谷三喜男、日高六郎らが都市と農村との2重構造の問題を提起している。
- (63) 松下圭一「中間層の生活構造」『中間層は育つか』(美濃部亮吉との共同執筆)『朝日ジャーナル』1960年1月2日号(松下圭一『現代日本の政治的構成』、東京大学出版会、1962年、所収)。
- (64) 松下圭一「戦後世代論の座標軸」『A A A』、有斐閣、1960年4月(『現代日本の政治的構成』、所収)。
- (65) 松下前掲『現代日本の政治的構成』、49頁。
- (66) この調査はのち『大都市における地域政治の構造』(都政調査会、1960年10月)としてまとめられる。
- (67) 松下前掲『現代日本の政治的構成』、54頁。
- (68) 松下前掲「国民運動をどう発展させるか」、119—120頁。
- (69) 同前、119頁。
- (70) 同前、120頁。
- (71) 同前、121頁。
- (72) 松下圭一「地域民主主義の課題と展望」『思想』1961年5月号(『現代日本の政治的構成』、所収)。
- (73) 同前、220頁。
- (74) 同前、221頁。
- (75) 同前、222頁。
- (76) 松下圭一・石堂清倫・今井則義・佐藤昇[ほか]「構造改革論批判への反批判〈シンポジウム〉」『経済評論』1961年3月号、日本評論新社、115—116頁。
- (77) 同前、116—118頁。
- (78) 同前、124頁。
- (79) 松下前掲「構造改革と自治体」、54頁。
- (80) 松下前掲「革新政治指導の課題」、163頁。
- (81) 松下前掲「構造改革と自治体」、56頁。
- (82) 同前、56頁。
- (83) 松下前掲「革新政治指導の課題」、168頁。
- (84) 松下圭一「民主主義の現代的状況と課題」『講座 現代12』、岩波書店、1964年。
- (85) 同前、60—61頁。
- (86) 同前、65頁。
- (87) 同前、67頁。
- (88) 同前、66頁。
- (89) 同前、66頁。
- (90) 同前、66—67頁。
- (91) 同前、68頁。
- (92) 松下前掲「民主主義の現代的状況と課題」、93—96頁。
- (93) 同前、97—98頁。
- (94) 同前、99頁。
- (95) 松下圭一「「市民」的人間型の現代的可能性」『思想』1966年6月号(『現代政治の条件』、所収)。
- (96) 同前、212頁。
- (97) 同前、213頁。
- (98) 同前、215頁。
- (99) 同前、215頁。
- (100) 松下前掲「「市民」的人間型の現代的可能性」、217頁。
- (101) 同前、217頁。
- (102) 同前、218頁。
- (103) 同前、219頁。
- (104) 同前、220—222頁。
- (105) 同前、220頁。
- (106) 松下前掲「「市民」的人間型の現代的可能性」、223頁。
- (107) 同前、225頁。
- (108) 同前、224頁。
- (109) 松下前掲「「市民」的人間型の現代的可能性」、226頁。
- (110) 同前、226頁。
- (111) 同前、227頁。
- (112) 同前、227頁。
- (113) 同前、228頁。
- (114) 同前、228頁。
- (115) 飛鳥田一雄、日高六郎、松下圭一、長洲一二「現代政治と直接民主主義——横浜1万人集会の成果をふまえて」『現代の理論』1968年4月号。

- (116) 同前、58頁。
- (117) 同前、41—42頁。
- (118) 同前、43頁。
- (119) 同前、39頁。
- (120) 同前、55頁。
- (121) 松下圭一「直接民主主義の論理と社会分権」『朝日ジャーナル』1969年6月8日号（『現代政治の条件』、所収）。
- (122) 同前、202—203頁。
- (123) 同前、203頁。
- (124) 同前、203頁。
- (125) 同前、206—208頁。
- (126) 同前、208頁。
- (127) 同前、204頁。
- (128) 同前、208頁。
- (129) 同前、211頁。
- (130) 同前、209頁。
- (131) 同前、209頁。
- (132) 同前、209—210頁。
- (133) この点は、社会主義体制構想としてみた場合、のちに田口富久治などが紹介・提唱する多元的社会主義ないしユーロコミュニズムを先取りしていると見ることもできよう。
- (134) 松下前掲「直接民主主義の論理と社会分権」、210頁。
- (135) 松下圭一『市民自治の憲法理論』、岩波新書、1975年。
- (136) 松下圭一「都市型社会と防衛論争」『中央公論』1981年9月号（『昭和後期の争点と政治』、所収）。
- (137) 松下圭一、森啓編著『文化行政 行政の自己革新』（学陽書房、1981年）のほか、松下圭一『市民文化は可能か』（岩波書店、1985年、現代都市政策叢書）や、松下圭一『社会教育の終焉』（筑摩書房、1986年。新版、公人の友社、2003年）がある。
- (138) たとえば「大衆天皇制論」は今日の天皇制論においても参照されている。ケネス・ルオフ『国民の天皇 戦後日本の民主主義と天皇制』（高橋紘監修、木村剛久〔ほか〕訳）、共同通信社、2003年、とくに第6章参照。
- (139) 松下圭一『現代政治*発想と回想』、法政大学出版社、2006年、41頁。
- (140) また、本論考では詳述しなかったが、「分節民主主義」の理論が一定の完成を見たのちに松下が取り組んできた自治体理論・政策論・制度論は、1986年に設立された自治体学会の通説的な議論となり、現在に至るまでとくに実務者を中心に影響を与えているようである（森啓『自治体の政策形成力』、時事通信社、2003年、139頁）。
- (141) 進藤兵「革新自治体」、渡辺治編『日本の時代史27 高度成長と企業社会』、吉川弘文館、2004年、238頁。
- (142) 同前、246頁。そのほか、土居充夫「戦後革新勢力と大衆運動」『日本の政治を考える〔補訂版〕』（米原謙〔ほか〕）、法律文化社、1993年、148頁。
- (143) 松下圭一『現代政治*発想と回想』、法政大学出版社、2006年、61頁。
- (144) 松下圭一『戦後政党の発想と文脈』、東京大学出版会、2004年、76—79頁。
- (145) 松下前掲『現代政治*発想と回想』、172—173頁。
- (146) 丸山眞男「「である」ことと「する」こと」『日本の思想』、岩波新書、1961年、173頁。
- (147) 丸山眞男「現代における態度決定」『世界』1960年7月号（『丸山眞男集』第8巻、岩波書店、1996年、所収、314—316頁）。開高健、竹内好、丸山眞男「擬似プログラムからの脱却」『中央公論』1960年7月号（『丸山眞男座談』4、岩波新書、1998年、所収、125—126頁）。丸山眞男『丸山眞男講義録』第3冊、東京大学出版会、1998年、36頁。
- (148) 飛鳥田一雄、松下圭一「転機に立つ地方自治体と福祉」『経済評論』1975年10月号、日本評論社。
- (149) 松下圭一『自治体再構築』、公人の友社、2005年、231頁。
- (150) 前掲「現代政治と直接民主主義」、61頁。

- (151) 「討論・対決の思想」『丸山眞男座談7』、305—306頁、初出1968年8月。同様の指摘として、山口裕司「自民党一党優位の支配構造」、米原〔ほか〕前掲『日本の政治を考える〔補訂版〕』、77—78頁。
- (152) 少なくとも最近の著書においては、「みんな同じ」という同調政治の危険性が指摘されている（松下前掲『現代政治＊発想と回想』、170頁）。
- (153) どこまで一般化できるかは留保が必要だが、

原武史が『滝山コミュニケーション1974』（講談社、2007年）において証言したように、1970年代の日本においては、自発的だがしかし同質的な「民主主義的集団」によって「個人」の自由が圧殺されるといった出来事が、小学校というまさに地域に根ざした「分節」のレベルにおいてさえ起こっていた。

（もろはし すぐる・北海道大学法学研究科修士課程修了）